

3 石垣調査

七尾城跡中心部に築かれた壮大な野面積の石垣群は、七尾城跡の本質的価値を代表する構成要素であるが、崩落や歪みなどの損傷が多く、箇所で見られたことから、適正な保存管理に向けた検討が課題として考えられていた。その一方で、城内全域を見通した石垣の実態が把握されていなかったため、保存管理に向けた基礎資料が得られていない状況にあった。このことから七尾市では、平成22年度(2010)～26年度(2014)までの5か年間にわたり、国庫補助事業として石垣の分布や規模などの調査に取り組み、石垣の実態を把握する成果をあげている。合わせて、七尾城跡の石垣については、「中心部に集中するもので、山麓部は曲輪出入口などに部分的に築かれている」分布状況や、「防御性や意匠性はもとより、土木的・治山的機能や、石垣の変遷をも考慮に入れた総合的な観点からの再評価・再検討の必要」といった、今後の調査研究に向けた方向性も提示している。

表 16 七尾城跡石垣調査の主な成果

特徴の視点		概要	
石 材	岩 石 種	花崗岩・流紋岩・安山岩・花崗片麻岩・石灰岩・礫岩など。比率は、花崗岩と流紋岩がほぼ半分で、その他に安山岩が混じり片麻岩・石灰岩・礫岩が少量混じっている。	
	採 取 地	大谷川や木落川など（石材は、七尾城跡が所在する「城山礫岩層」に含まれている）。	
	寸法・形状	寸法は、小型：10～30 cm台、大型：40～60 cm台、巨石：70 cm以上に大別される。形状は、横長・縦長・円状・正方形があり、面を揃える傾向が強い。	
	加 工 痕	矢穴痕が残る石材2石、瘤取り加工（隅角部）が施された石垣1か所を確認したが、大半の石材は自然石である。	
規 模	高 さ	3 mを超える石垣は、本丸から二の丸までに6か所確認する。	
	長 さ	30 mを超える石垣は、本丸から桜馬場までの北側斜面に6か所確認する。	
石積み (野面積)	技 法	石材の大きさから石積み技法の特徴の違いが確認できる（a～d）。 a. 巨石「布積み崩し（カ）」、b. 大型「布積み崩し」、c. 中小型「布積み、布積み崩し」、d. 小型「乱積み（カ）」	
	分 布	本丸から二の丸までの主郭群がa～c、その周辺の三の丸・寺屋敷・長屋敷群から山麓部にはc・dが多く分布する。	
立 地	曲輪	斜面	数段にわたり大規模に築かれるのは主郭群だけで、小規模で不規則な石積みや葺石状のものは山麓部までの各所に分布する。
		内部	出入口の石垣や石塁、中央部の敷地区画や墨線（縁辺）を取り囲む土塀の基礎とみられる石塁（列）が山麓までの中核的な曲輪に分布する。
	土塁	立地や規模により石積みに多様性がある。石垣は中心部に集中し、その周辺部では部分的に石材が散見される。	
機 能	要素	「治山・治水」、「防御」、「意匠」、「区画」、「構造物」など。	

〔史跡七尾城跡石垣調査報告書〕2016.3 七尾市教育委員会 105頁～112頁抜粋

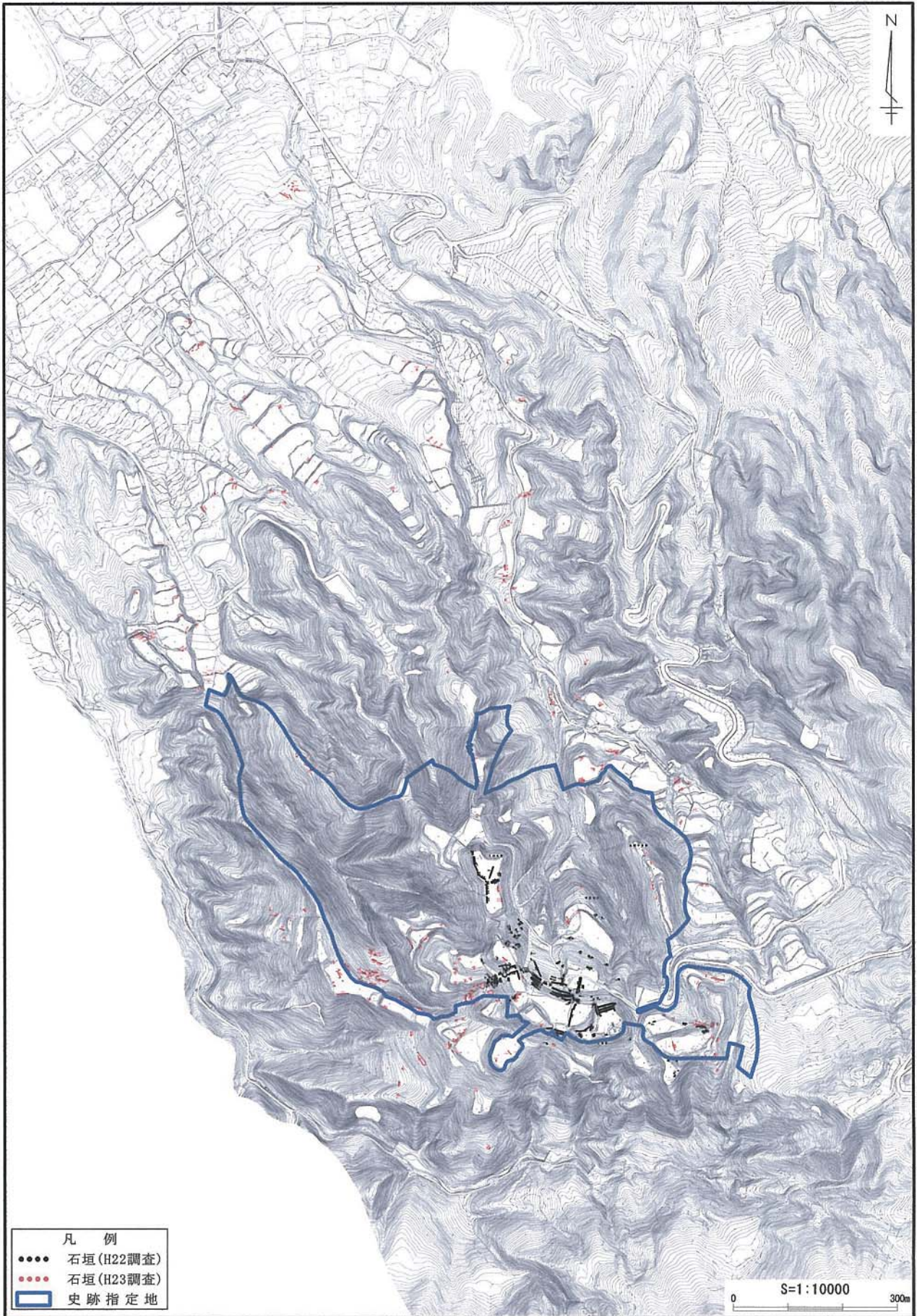


图 38 七尾城跡石垣分布图

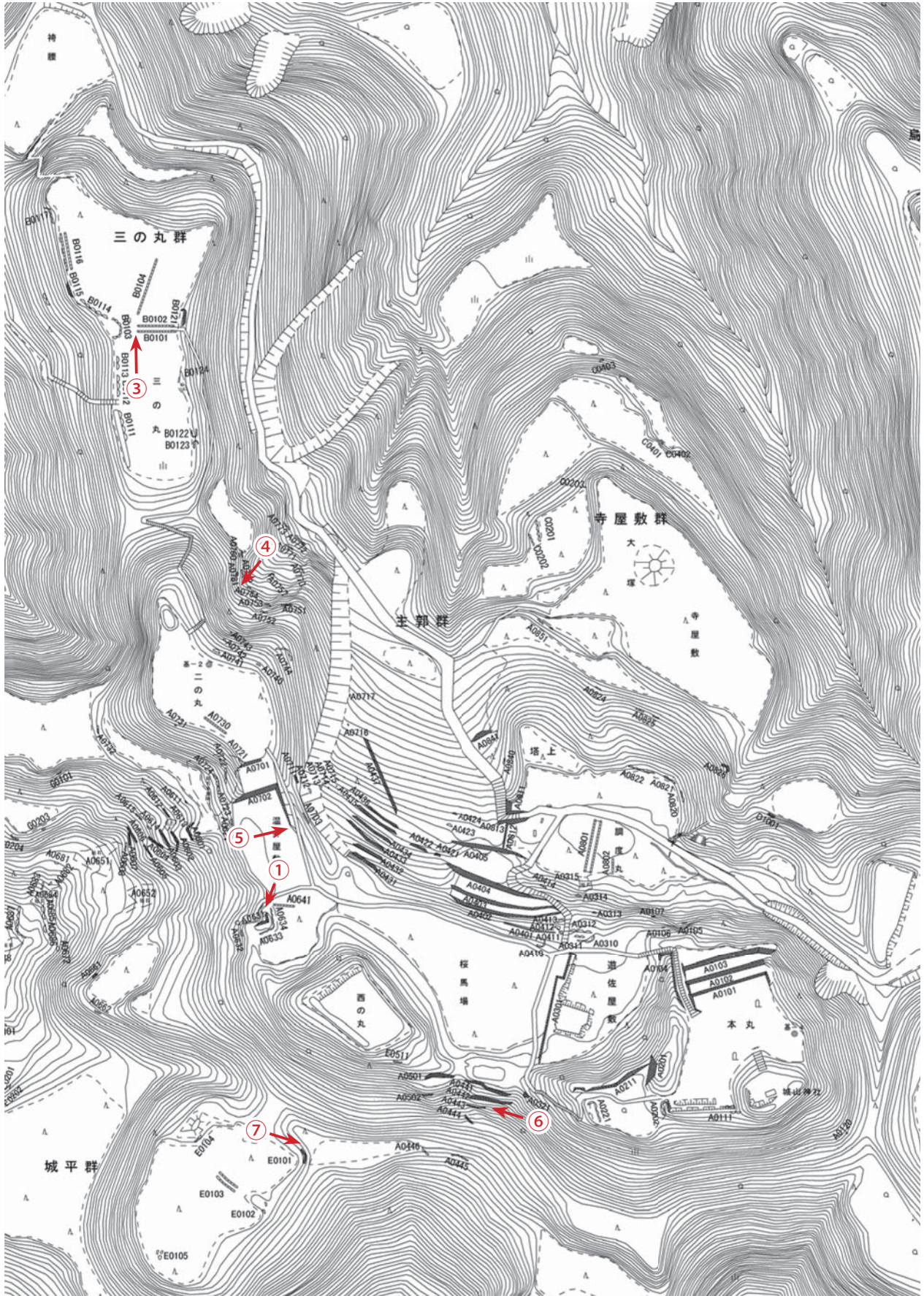


図 39 七尾城跡中心部石垣分布図 (丸番号は図 40 の番号 S = 1:2,000)



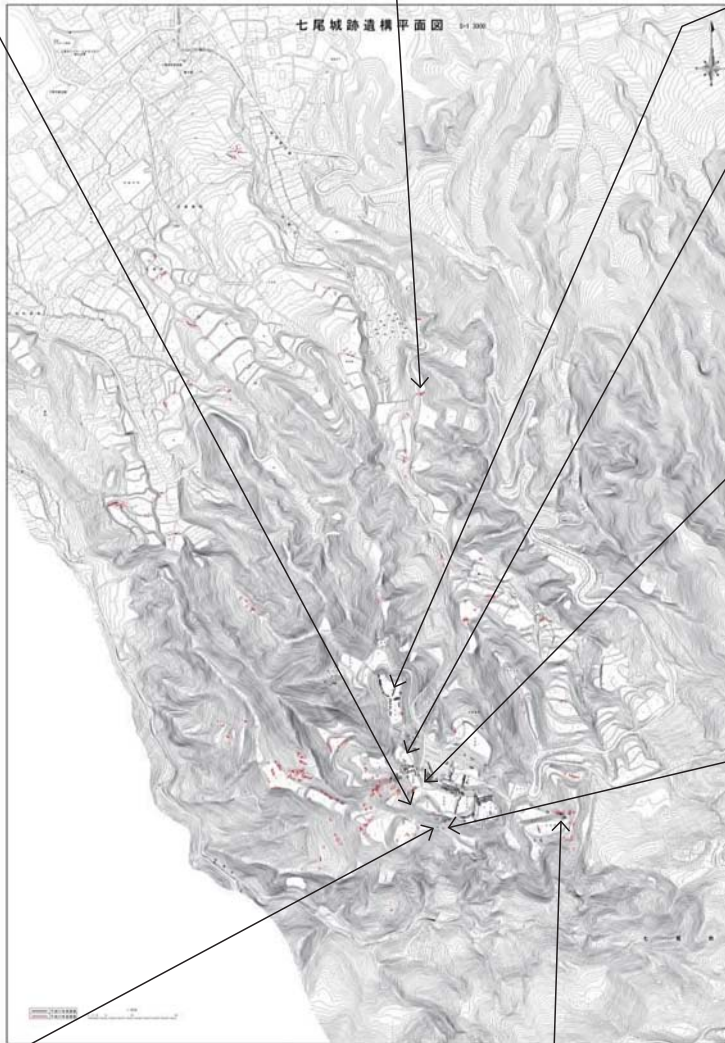
①構造物 (九尺石・A0631)



②斜面 (矢田毛落群・S0101~04)



③区画の石列 (三の丸・B0104)



④隅角部 (二の丸北・A0753)



⑤矢穴石 (温井屋敷・A0702)



⑥斜面 (桜馬場南・A0442)



⑦隅部 (城平群・E0101)



⑧斜面 (長屋敷・D0202)

図 40 七尾城跡の主な石垣

第3章 史跡七尾城跡の本質的価値

第1節 本質的価値の明示

史跡七尾城跡の指定に値する本質的価値は、今後の保存活用に取り組んでいく上で、関係者が共通認識して計画の立案・実施に向けた基本要素とするものである。すなわち、行政の担当部局や研究者と地元市民や関係団体が連携した保存活用の取り組みを進める前提となる七尾城跡の重要性（史跡としての価値）を確認する共通要素とするものである。

史跡七尾城跡の本質的価値を抽出、提示するにあたっては、現段階での史跡指定範囲が城郭中心部の一部分にとどまっているため、未指定地も含めた城域に想定される全域について検討する。

さらに、山麓の城下については、城郭と連動して形成、変遷する一連の遺構であることから、対象範囲として一体的に検討する。

こうした方針のもと、史跡指定及び追加指定後に実施した調査成果も踏まえた史跡七尾城跡の本質的価値について抽出し、以下に、明示する。

本質的価値

「七つ尾」に喩えられる尾根筋の自然地形の要害を巧に利用した堅固で広大な縄張りの城郭は、日本屈指の戦国時代（中世）の拠点城郭であり、城郭と連動して形成された山麓の城下が一体的に、良好に残っている実態は、戦国時代から近世にかけての大名の城郭や城下の構造、変遷を解明する上において極めて重要な遺跡である。

具体的には

- ①城郭は、山頂部から山麓部に連なる尾根筋に築かれた独立性が高い曲輪群の集合体で、山頂部の曲輪群と山麓部の曲輪群に大別され、曲輪群をつなぐ尾根筋は、堀切によって遮断されている。
- ②城内には、戦国期から近世初頭に変遷する多数の石垣が認められ、防御や防災など多様な機能が想定される。
- ③城下は、骨格となる東西・南北軸の主要道路による整然とした町割りのもと形成され、中心部を横断する惣構えを築いて再編している。
- ④能登畠山氏による文芸活動や上杉謙信との攻防などといった歴史を記した文献史料が比較的多く残っており、城郭や城下の遺構の動向を窺うことが出来る。
- ⑤城郭中心部は、七尾湾から能登半島、邑知地溝帯から日本海を望む要の立地にあり、周辺を遠望する景観も重要である。

第2節 構成要素の特定

史跡七尾城跡の本質的価値を導き出す構成要素については、大きく以下の2要素に分類して以下に明示する。その詳細については、表17に示す。

第1項 本質的価値を構成する諸要素

本質的価値を構成する諸要素は、史跡七尾城跡が有する独自の特徴や価値を如実に現すもので、積極的かつ優先的に保存・活用に取り組むべき要素とするものである。

史跡七尾城跡については、立地や形状などの縄張りの状況から「政治・生活」、「防御・防衛、治山・治水」、「宗教・信仰」、「交通」、「その他」の5つに小分類して抽出する。主な構成要素となる遺構は、「政治・生活」が曲輪・町割、「防御・防衛、治山・治水」が石垣・切岸・土塁・堀、「宗教・信仰」が寺屋敷や龍門寺など、「交通」が大手道や登山道など、「その他」がその他の遺構や出土遺物、歴史資料である。



①曲輪（本丸、東から）



②町割（城下の屋敷地）



③石垣（桜馬場北東斜面）



④土塁（西の丸南側）



⑤大手道（旧道・赤坂口）



⑥堀（惣構え）

第2項 その他の要素

その他の要素は、本質的価値を構成する諸要素と密接な関係を有するもので、本質的価値と連動しながら保存活用すべき要素で、「管理・活用に関連する諸要素」、「環境に関連する諸要素」の2つに小分類する。

主な構成要素は、「管理・活用に関連する諸要素」が石碑（標識）・標柱・説明板・案内板・便益施設・ガイダンス施設等・園路・境界標（杭）で、「環境に関連する諸要素」が景観・眺望、森林、希少野生動植物・地形・地質・地名・伝承などである。



⑦本丸石碑



⑧登口石柱



⑨供養塔



⑩登山記念石碑



⑪城山神社（鳥居、標柱）



⑫誘導板



⑬説明板



⑭誘導板



⑮境界杭



⑯標柱



⑰七尾城史資料館



⑱本丸駐車場便所



⑲展望台

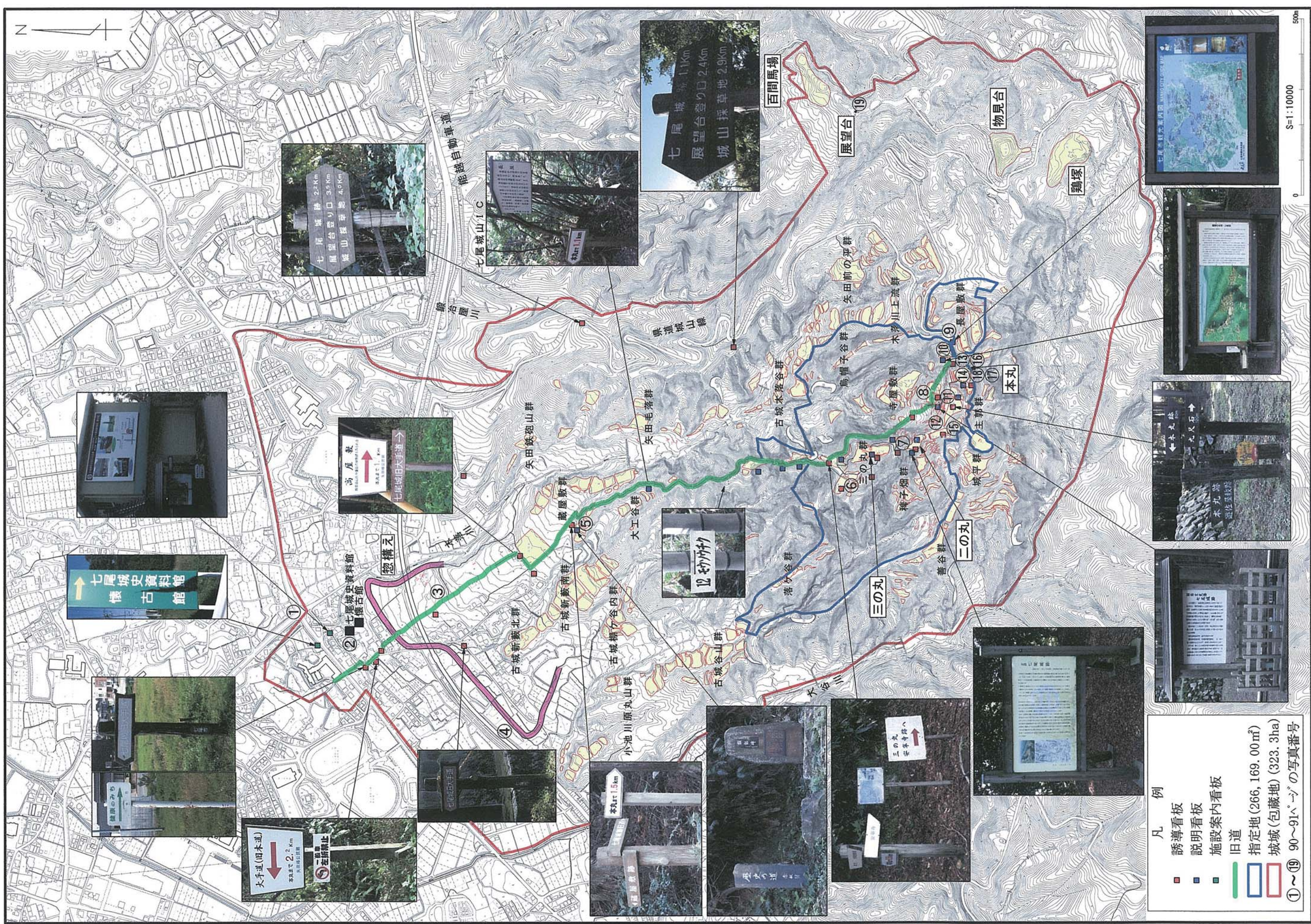


図 40 現状看板の位置図

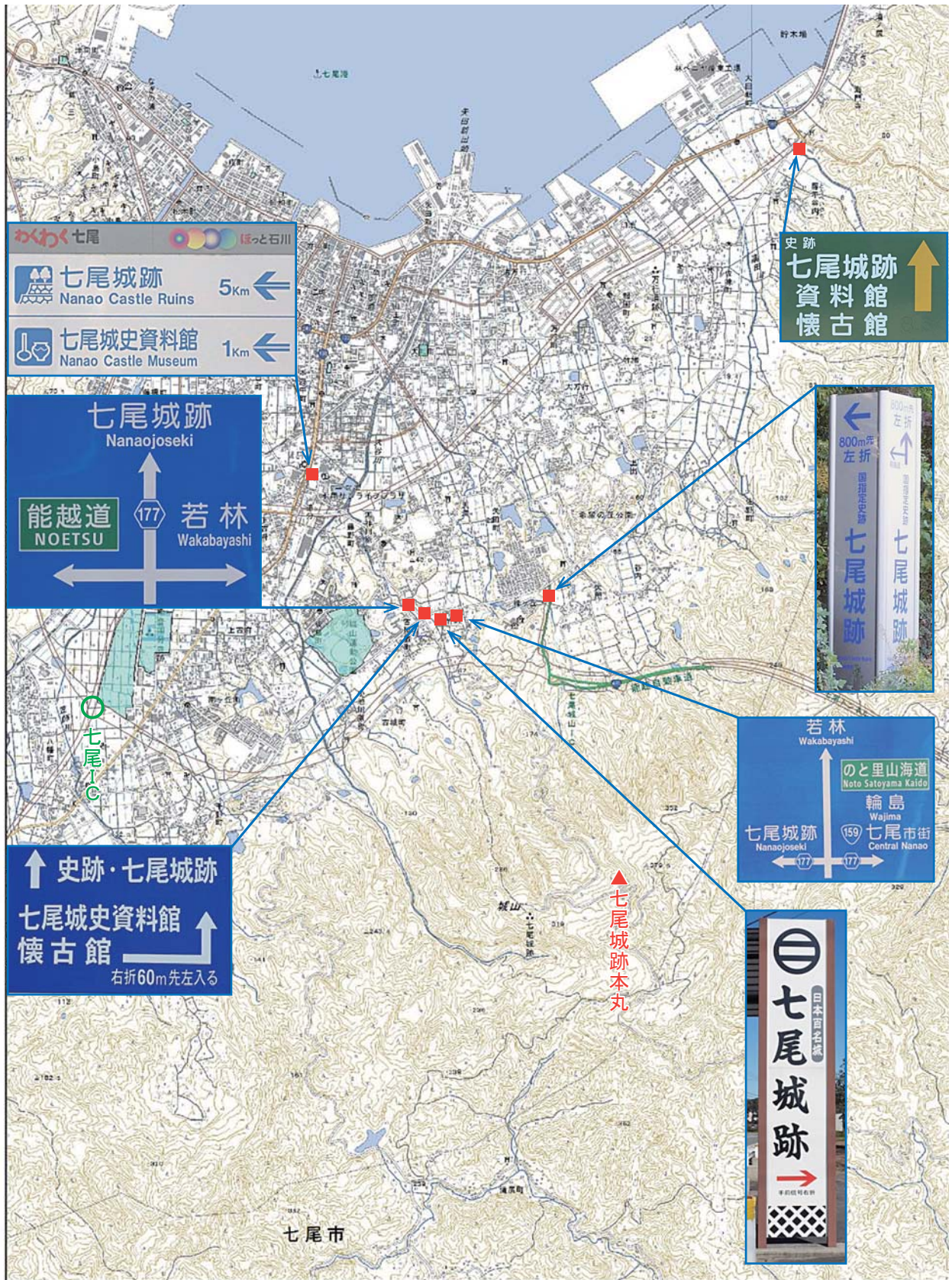


図 41 七尾城跡周辺の主な誘導看板位置図

表 17 史跡七尾城跡の価値

分類		構成要素	代表例	
史跡七尾城跡の価値	本質的価値を構成する諸要素	政治・生活	曲輪	本丸支群（本丸、二の丸、三の丸、西の丸、寺屋敷、桜馬場、調度丸）、城下の屋敷地、街路（道路）など
			町割	城下の屋敷地、街路（道路）など
		治山・御・防衛 治水	石垣	本丸支群（本丸北側石垣、桜馬場北側・南側石垣、温井屋敷北東側・南西側石垣・九尺石）など
			切岸	本丸支群などの曲輪の切岸など
			土塁	長屋敷支群東側土塁、惣構えの土塁など
			堀	関東堀、二の丸と三の丸の間の堀、物見台の堅堀、惣構えの堀など
		信仰・宗教	寺屋敷、安寧寺、大念寺、龍門寺、西光寺など	寺屋敷の土塔状遺構、龍門寺の石塔など
		交通	大手道	旧道（市道矢田郷354号）
			その他の道	登山道（大門道、隠し道など）、曲輪を結ぶ連絡道など
		その他	その他の遺構	屋敷内の石塁（三の丸、調度丸）・櫓台など
	出土遺物		陶磁器類、石製品類、金属製品類、木製品類など	
	歴史資料		七尾城関係文献史料	
	景観・眺望		本丸から見た眺望。城内の石垣などの景観	
	その他の要素	管理・活用に関係する諸要素	石碑（標識）	「七尾城址」（本丸）、畠山家一族登山碑（本丸）、供養塔（安寧寺）
			標柱	曲輪名表示標柱、水源涵養保安林標柱など
			説明板	城山本丸駐車場七尾城跡説明板、曲輪説明板など
			案内板	登山案内板、城内誘導案内板など
			便益施設	城山本丸・城山展望台トイレ、城山本丸・城山展望台駐車場など
			ガイダンス施設等	七尾城史資料館、懐古館（国登録）、城山展望台など
			園路	史跡七尾城跡中心部遊歩道
境界標（杭）			指定地境界（測量）杭、公有地境界杭	
環境に関係する諸要素		景観・眺望	城下（里山）の農村景観、山麓（城下）から山城を見た景観。	
		森林	ヤブツバキ林、コナラ林など	
	希少野生動植物	ニホンカモシカなど		
	地形	尾根	松尾、竹尾など	
		谷	滝ヶ谷内、落ヶ谷など	
		水系	木落川、大谷川など	
地質	城山礫岩層など			
地名・伝承	七尾城下の地名（小字名）、七尾城に関する言い伝えなど			

第4章 史跡七尾城跡の現状と課題

第1節 地区区分

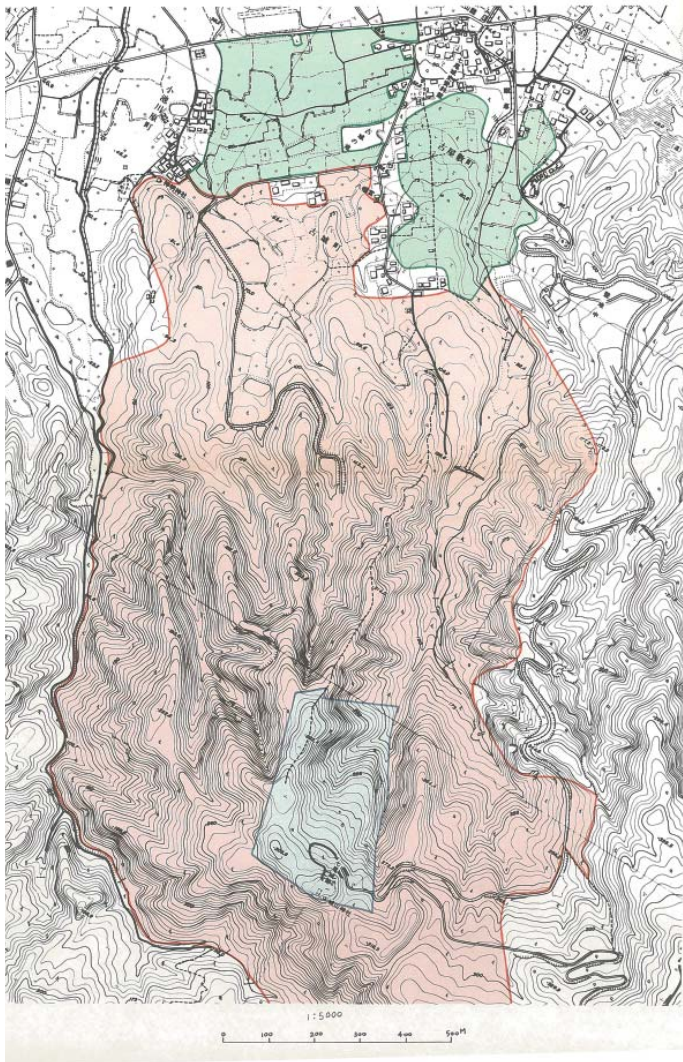
本計画の対象範囲は、城域とみられる323.3haのうち、山城中心部の史跡指定地26.6haと、山城と山麓の城下の未指定地226haを含めた252.6haとする。

計画の策定にあつたては、1978年度と2001年度の2回に策定してきた七尾城跡保存管理計画の内容をふまえた上で、追加指定や今日までの調査実績によって城域の拡大が判明したことに伴い、追加指定候補地を再区分して保存と活用について検討する。

第3回目となる本計画の対象範囲は、山城東側の百間馬場から鶏塚までに範囲を拡大した山城と、山麓の城下推定地を含めた地域を対象とする。その上で、史跡指定地をA地区、A地区周辺の山城の未指定地をB地区とする。城下については、惣構えの南（山）側をC地区、北側をD地区とする。なお、これまでの地区区分は、表18の通りである。

表18 対象範囲比較表

		第1次(1979) 保存管理計画			第2次(2002) 保存管理計画			保存活用計画 (2017)	
区分	2区分 (A・B)	面積 (ha)	⇒	5区分 (A～E)	面積 (ha)	⇒	4区分 (A～D)	面積 (ha)	
		220.0			189.4			252.6	
指定	S9指定地	9.8	→	A地区 (S9指定地)	9.8	→	A地区 (S9・H22 指定地)	26.6	
追加 指定 候補	A区 (山城)		→	B地区 (山城)	140.2	→	B地区 (山城)	199.5	
				C地区 (東側の砦)	5.4				
	B区 (城下)		→	D地区 (城下・城戸内)	21.3	→	C地区 (城下・城戸内)	14.8	
				E地区 (城下・城戸外)	12.7		D地区 (城下・城戸外)	11.7	
公有地	無	0	→	無	0	→	有	9.6	
図番号	図42			図43			図44		



史跡指定地及び追加指定予定区域

- 昭9指定区
- 追加指定A区
- 追加指定B区

図42 第1次保存管理計画
史跡指定地及び追加指定予定区域図

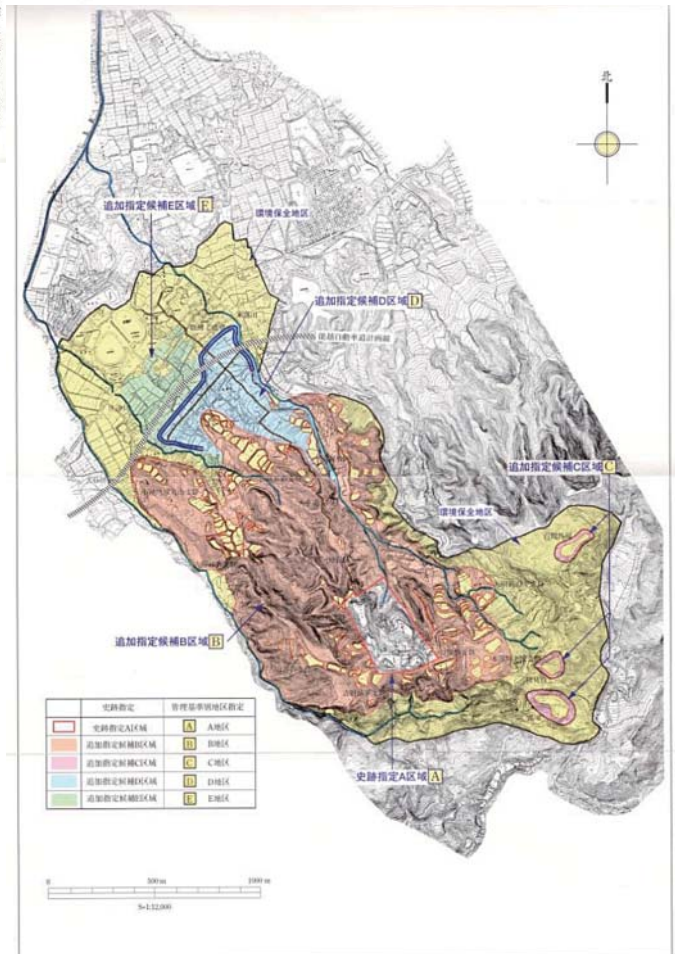


図43 第2次保存管理計画
追加指定候補区域と
管理基準別地区指定図

第8図 七尾城跡の追加指定候補区域と管理基準別地区指定

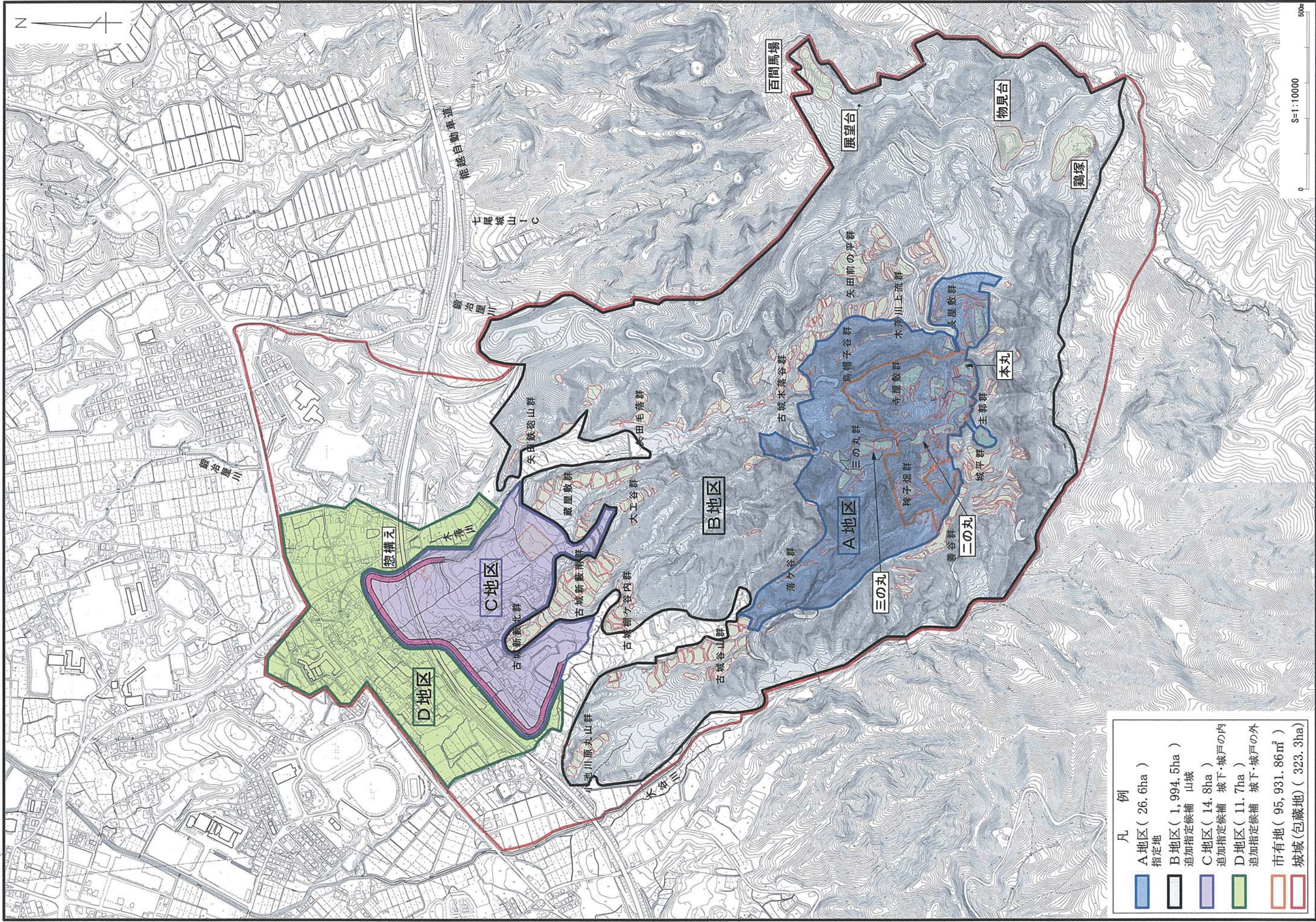


图 44 対象範囲地区区分図

第2節 保存（保存管理）の現状と課題

七尾城跡は、城郭と城下が一体となって良好な状態で保存されていることが重要である。その一方、地震や大雨等により、石垣・切岸・曲輪造成面等の遺構の部分的・局所的な損壊がたびたび発生しており、遺構の安定的・長期的な保存が課題である。

こうした、石垣をはじめとした七尾城跡の保存の現状と課題については、第1項の地区区分に基づき、はじめに、山城から城下までの全域について抽出し、その後各4地区について抽出する（表19～20）。

表19 保存（保存管理）の現状と課題

地区	現 状	課 題
全 地 区	<ul style="list-style-type: none"> ・山城、城下の遺構がセットで良好に保存されてきている。 ・平成29年度に保存管理の基礎資料とするレーザ測量図（1:500）を作成した。 ・山林の荒廃や耕作放棄地が増加し、里山の景観が徐々に失われてきている。 ・豪雨などの自然災害やイノシシなどの野生動物被害が遺構保存に影響をおよぼしている。 ・山麓から山頂に至る旧道（登山道）が、経年劣化による陥没や崩落、倒木により損傷している。 ・県道城山線沿線や山中にごみの不法投棄が頻発している。 ・史跡や埋蔵文化財包蔵地、国定公園、水源涵養保安林等に指定され、各法令に基づく保護策が示されているが、十分周知されていない。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>イノシシ被害の状況</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・曲輪や石垣、堀、町割等の自然災害やイノシシなどの野生動物被害による遺構損傷の進行を防止し、防災計画を策定して将来にわたり適切に保存する必要がある。 ・山林、耕作地の荒廃や自然災害等に対する遺構保護については、地域（土地所有者）や関係機関と連携した総合的な取り組みを目指し、緊急性の高い個所から応急措置を講じる必要がある。 ・ごみの不法投棄については、市民や警察と連携したパトロール実施などの監視体制の構築が必要である。 ・法令の周知については、地元説明会などを通して周知していく必要がある。 ・保存管理のための調査・パトロールを継続的に実施する必要がある。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>不法投棄禁止の看板</p> </div>

<p>A 地 区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡指定地であり、法令に基づいた保護措置がとられている。 ・ 石垣などの遺構上の樹木、斜面の湧水や降雨による排水が遺構保存に影響を及ぼすき損の原因となっている。 ・ 各所では、石垣の歪みや崩落が徐々に進行している。 <p>特に、</p> <p>○ 九尺石は、石積の歪みや孕みが進行し、斜面も崩落しており、放置すれば遺構に影響をおよぼす危機的状況にある。</p> <p>○ 本丸北側や桜馬場南側、二の丸の南北両側斜面をはじめとした石垣の大半は、今後徐々に崩落する可能性が高い状況にあるが、急斜面に所在するために対応措置がとられていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本丸に城山神社が鎮座している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木伐採などの植生管理や石垣の定点観察、排水調査等を実施しながら、遺構保全のための応急措置を九尺石などの緊急性が高い個所から、随時実施していく必要がある。 ・ 保護措置を講じるための石垣の記録を含めた対応を早期に実施、継続する必要がある。 ・ 城山神社については、整備の実施状況に合わせて移転も視野に、関係者と協議調整していく必要がある。
<p>B 地 区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未指定地のため、法令に基づいた保護措置がとられていない。 ・ 遺構が広範囲に分布しているため、遺構の実態は不明確で、旧道沿線以外は、保護措置が講じられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条件が整った箇所から、追加指定する必要がある。 ・ 保護措置を講じるための調査を実施、継続する必要がある。



本丸北側斜面



九尺石の被害状況



九尺石の応急措置状況



旧道



B地区遠景

C ・ D 地 区	<ul style="list-style-type: none"> ・未指定地のため、法令に基づいた保護措置がとられていない。 ・能越自動車が高架構造で建設されたことにより、橋脚部分以外は遺構が保存された。 ・城下の遺構は、良好に遺存しているとみられるが、住民の生活圏であることから、個人住宅建設や道路建設などのインフラ整備に伴う開発行為により、地形や遺構の破壊が徐々に進行している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条件が整った箇所から、追加指定する必要がある。 ・地元説明会などを開催し、地域住民の理解と協力を得る取り組みを行う必要がある。 ・開発行為に対する関係部署と連携した事前調整の徹底と保護措置を講じるための調査を実施、継続する必要がある。
	 <p style="text-align: right;">能越自動車道</p>	 <p style="text-align: right;">城下での発掘調査</p>

第3節 活用の現状と課題

七尾城跡への来訪者は、近年のお城ブームや北陸新幹線金沢開業、能越自動車道七尾IC開通などから増加傾向にある。平成28年度からは、市の観光ボランティアガイド「はろうななお」が4月～10月までの週末に無料ガイドを開始したこともあり、能登観光ツアーの訪問地としても定着しつつあり、観光との連携は、今後の七尾城跡活用に向け重要な課題である。

平成28年度に来訪者は、2万人（推定）以上であり、来訪者の大半が本丸周辺のA地区の中心部を訪れている。A地区以外には、B地区の展望台や、山麓からの旧道（登山道）を登る来訪者がある。

以下に、活用についての現状と課題を抽出する。

表20 活用の現状と課題

地区	現 状	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和17年(1942)から継続している七尾城まつりが開催されている。 ・市観光ボランティアガイド「はろうななお」による案内が定着し、来訪者の評判もいいが、メンバーの高齢化により対応困難になってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・七尾城まつりをイベントに特化しない、史跡の本質的価値を活用、発信する取り組みに繋がるよう連携する必要がある。 ・「はろうななお」のメンバーの確保が必要である。 ・七尾城跡と市内の文化観光施設を巡るパンフレットを作成してPRする必要がある。

<p>全 地 区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸を中心に、県外から多くの個人や団体が訪れている。市内では、高校生の遠足の目的地として定着している。 ・来訪者は史跡探訪のほかに、自然観察や体力増進など個々の目的に応じ訪れている。 ・パンフレットを市HPに掲載しながら、市内の文化観光施設にも設置してPRに努めている。 ・復元CG画像を市HPや七尾城史資料館で公開しながらPRしている。 ・JR七尾駅や市内の文化観光施設から七尾城跡本丸までの交通アクセスは、タクシー（自家用車）が唯一の手段であるため、公共交通機関利用者の七尾城跡訪問は容易でない（交通アクセスが悪い）。 ・七尾城跡を説明・案内するための拠点施設が無く、駐車場も不足している。 ・冬季は積雪等で現地には立ち入り出来ない。しかも、七尾城史資料館も冬期休館にあるため七尾城跡に触れる機会が無い。  <p style="text-align: right;">冬の本丸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡探訪、自然観察会や講演会、和倉温泉と連携したツアーなどの新たな企画を計画的に実施しながら活用を図る必要がある。 ・来場者が多い繁忙期に、試験的に臨時シャトル便を設けるなどして、交通手段の確保に努める必要がある。 ・冬季も含めた年間をとおした活用促進を図る拠点施設や駐車場を設置する必要がある。 ・CGやAR（仮想疑似体験）などの技術を組み入れながら、広く活用の促進を図る必要がある。  <p style="text-align: right;">はろうなお</p>  <p style="text-align: right;">記念イベント</p>
<p>A 地 区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・戦国の古城跡（史跡）や森林浴を楽しむ公園施設等として広く活用されている。 ・本丸駐車場の桜の花見の場としても活用されている。 ・関東堀、石垣や切岸などの遺構の説明が不足していることから、十分に活用されていない。  <p style="text-align: right;">関東堀</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の説明板を増設しながら、広くPRする必要がある。 ・本丸駐車場の桜は、遺構に影響を与えるが、遺構保存との調和を図りながら、保護、育成する必要がある。  <p style="text-align: right;">駐車場での花見</p>

<p>B 地 区</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧道は、登山道として広く活用されている。 旧道は損傷が著しいことから、安全面も含めて活用に支障をきたしている。 旧道以外は活用されていない。  <p>損傷した旧道</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全快適に活用されるよう、旧道を修繕する必要がある。 本質的価値を有する遺構については、土地所有者の理解と協力を得ながら、活用に向けた計画を進める必要がある。  <p>妙国寺跡</p>
<p>C・D 地 区</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧道は、登山道としてもあまり活用されていない。 遺跡として認識できる露出遺構があまり見られない状況から、城下（遺跡）の遺跡として活用されていない。 能越自動車道の高架下も活用されていない。  <p>城下の旧道</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地元説明会の開催や説明板設置などのPRをしながら、遺跡としての認識を広める必要がある。 土地所有者の理解と協力を得ながら、活用に向けた取り組みを進める必要がある。  <p>城下の説明会</p>

第4節 整備の現状と課題

七尾城跡の主な整備事業は、山上の城郭中心部と南東部の通称「物見台」から「百間馬場」で実施してきている。

城郭中心部では、遺跡や景観への影響に配慮しながら、駐車場や便所、遊歩道などを整備し、城郭南東部では、展望台と連絡道、駐車場を整備して来訪者を迎えている。

以下に、整備についての現状と課題を抽出する。

表 21 整備の現状と課題

地区	現 状	課 題
全 地 区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者が訪れる山城の本丸周辺の中心部や展望台周辺では、遊歩道や説明板を設置するなどの簡易整備が行われ、利便性が図られている。 ・ 復元CGの画像を用いた説明板が来訪者に好評である。 ・ 中心部や県道城山線沿線については、年に数回ではあるが地元住民らがボランティアで除草している。 ・ 遊歩道や手摺柵などが、経年劣化や自然災害、イノシシ被害などによる損傷箇所が多くあり、来訪者の安全に支障が生じてきている。 ・ 本丸などの中心部の一部を除き、来訪者が休憩するベンチが無い。 ・ 旧道から徒歩で登る来訪者用の駐車場や便所がない。 ・ 説明板、案内板が不統一で、遺跡の解説、案内が十分でない。 ・ 樹木の成長により、遺構と周辺地域を望む景観（見晴らし）が、年々損なわれてきている。 ・ 県道城山線については、樹木の枝が道路にはみ出したり、曲がり角が急であるため、特に大型バスの通行が困難となっている。 ・ JR七尾駅や能越自動車道路などの主要箇所からの誘導案内看板が不足している。 ・ 市街地や山麓部から遠望したとき、七尾城跡の位置が分からない。 ・ 整備計画が作成されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者へのアンケートなど行いながら、来訪者の利便性を図る簡易整備を継続する必要がある。 ・ 来訪者の安全確保出来ない遊歩道などについては、注意喚起や立ち入り禁止の掲示を行いながら、緊急性の高い箇所から修繕する必要がある。 ・ 除草等のボランティア参加者を拡大する取り組みを行う必要がある。 ・ 景観保全のための樹木管理は、地権者などの関係者と協議し、協力をいただきながら実施していく必要がある。 ・ 県道城山線の拡幅等の整備については、県が一部で実施しているが、今後とも協力をお願いしながら早期の完成を目指す必要がある。 ・ 幹線道路の案内看板については、関係機関の協力をいただきながら、整備していく必要がある。 ・ 遺構などの整備に先立ち、CGやAR（仮想体験）などの最新技術を用いた整備を行う必要もある。 ・ 現状の整備課題を改善していくための整備計画を早期に作成し、事業化していく必要がある。



<p>A 地 区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸付近に駐車場及び便所が設置されている。 ・本丸から三の丸周辺を散策する遊歩道や説明板が整備されている。 ・本丸駐車場から調度丸までの遊歩道は、間伐材を利用したチップ道として整備されている。 ・本丸から三の丸までは、市が定期的に除草している。 ・主要箇所には、案内、説明板が設置されている。 ・石垣などの遺構はよく残っているが、建物が残っていない。 ・遺構復元などの整備が行われていない。 ・本丸からの眺望は、来訪者の多くが感動する本質的価値であるが、樹木によって視界が遮られている。  <p style="text-align: right;">本丸からの眺望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場は乗用車10台前後のスペースのため、混雑時の対応策を講じる必要がある。 ・説明板や遊歩道の損傷が著しいことから、状況に合わせて修繕する必要がある。 ・来訪者には、チップ道の評判がよく、草も生えないことから、今後延伸する必要がある。 ・チップ道のチップの腐りが速いため、年に1回取り替えなければならない。 ・特に、本丸の眺望確保と遺構保全のための樹木を除伐（伐採）するなど定期的に管理する必要がある。 ・整備を前提とした発掘調査を行い、事業化を目指す必要がある。  <p style="text-align: right;">混雑時の本丸駐車場</p>
<p>B 地 区 ～ D 地 区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B地区には、展望台が整備されている。 ・D地区には、七尾城史資料館が整備されている。 ・旧道（登山道）が整備されているが、自然災害や経年劣化による損傷が著しい。 ・駐車場、便所、ベンチなどの施設がほとんど整備されていない。 ・案内説明板が不統一で、数も少ない。 ・遺構の整備が行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・展望台周辺の樹木を伐採し、景観を確保する必要がある。 ・七尾城史資料館は、建物の老朽化が激しく、耐震構造にもなっていないことから改築などを行う必要がある。 ・土地所有者の協力を得ながら、旧道や施設の整備を条件が整ったところから実施する必要がある。 ・整備計画に基づく発掘調査を行い、事業化を目指す必要がある。

第5節 運営・体制の現状と課題

七尾城跡の保存管理・活用・整備は、七尾市教育委員会文化課が担っている。
以下に、運営・体制の現状と課題を抽出する。

表 22 運営・体制の現状と課題

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・七尾市教育委員会文化課職員10名（課長1名、博物館開設推進室長1名、課長補佐1名、係長1名、専門員3名、主査2名、臨時1名）のうち、文化財係5名（課長補佐1名、専門員1名、主査1名、臨時1名）が担当しているが、年齢が40歳以上に偏っている。 ・文化財係4名については、文化財各種の調査や保存管理業務に携わっていることから、七尾城跡の担当は実質的には、課長補佐1名である。 ・緊急発掘調査は、事業者が国県の時には石川県が担当し、市や民間の時には七尾市が担当している。 ・七尾城史資料館の管理運営は、（公財）七尾城址文化事業団に管理委託している。 ・本丸駐車場便所、展望台の管理運営は、七尾市産業部観光交流課が担当している。 ・県道城山線の管理は、石川県土木部中能登土木総合事務所が担当している。 ・本丸駐車場から展望台駐車場までの市道の管理は、七尾市建設部土木課が担当している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・七尾城跡の調査、保存活用事業は、長期にわたるため、事業の実施にあたっては考古学や土木などの専門職や事務職員、統括する管理職員を配置するなどの体制整備を行ったうえで着手しなければならない。 ・体制整備にあたっては、年齢構成にも配慮する必要がある。 ・石川県や市の関係部局、土地所有者などの地元関係者と連携した新たな運営体制を構築して、官民一体での保存活用に取り組む必要がある。 ・日常管理やイベントなどの事業を民間委託出来ないか検討する必要がある。
 <p style="text-align: right;">本丸駐車場の除草</p>	 <p style="text-align: right;">現地説明会</p>

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

第4章で抽出した現状と課題を踏まえ、望ましい将来像を「大綱」として明示する。

- 1 七尾城跡は、戦国期から織豊期の城郭と山麓の城下を一体的に捉えて、追加指定を行いながら保存管理し、将来わたって七尾城跡の本質的位置を確実に継承していく。
- 2 戦国期の城郭と城下の遺構や景観を保護しながら、七尾城跡のさまざまな価値を最大限に活かした活用計画を策定し、確実に実施していく。
- 3 七尾城跡の本質的価値に対する理解を深め、保存・活用・整備に反映させるため、城下を含めた調査研究に取り組む。とりわけ発掘調査による地下遺構の内容確認を計画的・継続的に実施し、七尾城跡の歴史的・学術的価値をより一層明らかにする。
- 4 本大綱に明示した将来像を確実に運営・実施することのできる持続可能な体制の充実をはかる。

第2節 基本方針

七尾城跡には、戦国期から織豊期の城郭の歴史性を示す遺構（遺物）と、廃城から今日までに形成された景観といった2つの構成要素がある。城郭遺構を最優先しながら、景観保全も視野に入れた基本方針を以下に明示する。

第1項 保存（保存管理）の基本方針

遺跡の本質的価値が損なわれることの無いよう、調査研究、追加指定、土地購入、現状変更に対する取扱い方針・基準を定めて保存に万全を期する。

第2項 活用の基本方針

遺跡の本質的価値の理解を深めるため、現地整備に加えて、CG（Computer Graphics）やAR（Augmented Reality）、VR（Virtual Reality）など用いながら幅広い年齢層が理解出来るように努め、学校教育や生涯学習（社会教育）、観光の場として広く活用され、愛される史跡を目指す。

第3項 整備の基本方針

七尾城跡の本質的価値に対する理解を深めるため発掘調査を軸とする調査研究に取り組み、その成果を踏まえて適切な整備を行う。また来訪者が安全快適に活用できるよう、自然災害の復旧も含めた史跡整備を自然環境と調和を図りながら実施する。

第4項 運営・体制の基本方針

文化庁や石川県教育委員会をはじめとした、国・県・市の関係部局や地元関係者と密接な連絡連携を図りながら、保存・活用・整備を確実に実施するための持続可能な体制整備と予算措置を図る。

第6章 保存（保存管理）

第1節 方向性

七尾城跡の城郭と城下の本質的価値を将来にわたり確実に継承できるように、日常の維持管理と既存状況等を点検するパトロールを実施しながら、遺構の現状や自然災害による変化を的確に把握する。

史跡内での七尾城まつりなどの地域イベントや私有地における森林管理などに対しても今後、植生計画を策定し円滑に調整しながら、管理者と利用者、土地所有者が共存する保存活用を目指し、将来に継承する。

第2節 方法

第1項 日常的な維持管理

日頃から実施しているパトロールを継続しながら、地域住民や観光ボランティアの協力も得て遺構の状況の把握に努める。あわせて、日常の除草等を行いながら、遺構や景観、来訪者の安全に影響を及ぼす樹木などが確認された場合には、すみやかに伐採等の対応を行う。

第2項 き損箇所等の把握

日常的な維持管理で、自然災害等によるき損やその恐れのある箇所を把握し、シートで覆うなどのき損の進行防止など自然災害対策に努める。

第3項 追加指定と公有地化

追加指定は、適切な保存管理を目指す上で重要な施策であり、指定地の積極的な公開・活用を目的とした整備を実施する場合には公有化が不可欠である。適正な保存管理を行うためにも、地権者の理解を得ながら、追加指定や公有地化に努めるものとする。

第3節 現状変更の基本方針及び取扱基準

現状変更等とは、指定地内で予想される建築物その他の工作物の新築や増改築、土地の形質変更、木竹の伐採等の「史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為」をいう。

こうした史跡の本質的価値に影響を及ぼす現状変更等の取扱い方針を以下のとおり設定する。

第1項 原則と基本方針

1 原則

- (1) 災害復旧以外の遺構や景観を損なう恐れがある現状変更は認めない。
- (2) 整備や発掘調査にあたっては、遺構保存に最大限配慮する。
- (3) 遺構や景観に影響をおよぼさない既存工作物の改修・撤去、遺構への影響が軽微な日常の伐採、耕作は認める。
- (4) 追加指定候補地（埋蔵文化財包蔵地）を含めて、現状変更を行う開発等の行為を計画する際には、七尾市教育委員会及び七尾市の関係部局、石川県の関係部局と協議

調整する。

2 基本方針

- (1) 史跡の保存整備をはじめ、来訪者の安全と利便性を図るための施設整備に係る行為等の現状変更に対応できる許可基準とする。
- (1) 現状変更等を行う場合は、遺構の保護を前提とし、景観や来訪者への影響にも配慮する。
- (2) 掘削を伴う現状変更等は、遺構の保護を前提に必要な応じて事前に発掘調査、もしくは立会調査を実施する。
- (3) 追加指定候補地（史跡指定地外）の埋蔵文化財包蔵地（城域）においても、必要に応じて発掘調査等の保護措置を実施し、可能な限り現状保存に理解を深める。
- (4) 史跡の保存活用のための修理・整備、史跡の管理、及び公共・公益上必要な施設の設置・改修については、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。

第2項 取扱基準

(1) 現状変更

史跡指定地内において、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第125条第1項）。なお、現状変更のうちで軽微な行為については、七尾市教育委員会が現状変更等の許可、取り消し、停止命令等の権限などの事務を行う（文化財保護法施行令第5条第4項）。

なお、現状変更等の取扱い基準を表23、地区別の取扱い基準を表24に示す。

(2) 現状変更等許可が不要な行為（現状変更にあたらぬ行為）

文化財保護法第125条第1項ただし書きにある現状変更等許可が不要な行為を、以下に示す。

1 維持の措置

- 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の現状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の現状）に復する行為。
- 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をする行為。
- 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する行為。

2 災害のための応急措置

- 被害箇所への応急措置、被害拡大防止措置、崩落土・倒木の除去措置等。

3 保存に及ぼす影響が軽微なもの

- 日常的な史跡の管理や森林・耕作地管理、道や工作物の小規模修繕等。

第3項 周辺環境の保存・管理

史跡周辺は山林が広がり、山麓の城下には田畑が広がる里山の風景となっている。また、本丸や展望台から望む眺望は、七尾城跡の価値の一つである。今後、地権者の理解と同意を得ながら追加指定と共に、植生管理計画を策定して周辺環境の保存・管理を行っていく必要がある。

表 23 現状変更等の取扱い基準表

許可申請区分		行為の内容	想定される事例
文化庁長官	文化財保護法 第125条第1項	下記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の保存修理、整備等 ・ 駐車場の拡幅等 ・ 地形の改変を伴う土地造成等 ・ 樹木の植栽、抜根 ・ 発掘調査等
七尾市教育委員会	文化財保護法 施行令 第5条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年以内の期限を限った小規模建築物（建築面積120㎡以下）の新築、増改築 ・ 土地の形状を変更しない工作物（建築物を除く）の設置・改修 ・ 土地の形状を変更しない道路の舗装、修繕 ・ 史跡の管理に必要な設備等の設置、改修、除去 ・ 地下遺構に影響を及ぼさない電柱、電線、ガス管、水道管、電線管等の工作物の設置、改修 ・ 50年経過していない建築物等の除却 ・ 木竹の伐採（抜根を伴わないもの） ・ 史跡の保存のため必要な試験材料の採取 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設プレハブ等の設置 ・ 園路の路面、階段、手すり等の改修、修繕、撤去 ・ 説明板等の設置、改修、修繕、除去 ・ 電柱、水道管等の設置 ・ 木竹の間伐、除伐等 ・ 史跡保存のために必要な地質調査等
	維持の措置 文化財保護法 第125条但し書き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡がき損、衰亡している場合の現状復旧、その拡大を防ぐ応急措置、その復旧が不可能な場合の除去 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損壊箇所へのシートや盛土による保護や土のう設置等の養生等
許可申請不要	災害に伴い必要な応急措置 文化財保護法 第125条但し書き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常災害時、もしくはその発生が予測される状況に対して、緊急的に行われる応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 崩落した土砂、倒壊した工作物等の除去 ・ 災害による倒木等の伐採、除去
	保存に及ぼす影響が軽微である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の維持管理に伴う行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削を伴わない山林、田畑の管理行為 ・ 除草等の日常管理 ・ 園路等の維持管理に伴う補修、小修繕 ・ 資材等の仮置き

表 24 地区別の現状変更等の取扱い基準表

地区区分	A地区 (史跡指定地)	B地区	C地区	D地区
	(追加指定候補地)			
地域の概要	本丸周辺の城郭中心部の史跡指定地で、主要遺構が所在する地域。	指定地周辺から山麓に延びる尾根筋一帯の曲輪群が所在する地域。	山麓部の城下のうち、惣構えの内側（南側）の地域。	山麓部の城下のうち、惣構えの外側（北側）の地域。
取扱い基準	史跡の保存・活用を目的とした発掘調査や整備以外の現状変更は原則として認めない。但し、既存施設の修繕や景観保全の植栽や伐採等については、協議の上、判断する。	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地として、取り扱う。但し、本地区は追加指定、整備計画地であることから、可能な限り現状を維持し、遺構が保存されるよう理解を求める。		
現状 変更 の 内容	発掘等調査	遺構への影響が最小限のものに限り認める。		
	保存修理・整備等	遺構への影響が最小限のものに限り認める。		
	建築行為	新築・地目変更は認めない。改修・修繕・撤去等は、協議の上、判断する。		
	工作物の設置	新設は、認めない。その他は、協議の上、判断する。		
	土木工事等	遺構に影響を与える切土、盛土等は、認めない。その他は、協議の上、判断する。		
	植栽・伐採・耕作等	遺構に影響を与えない通常の植栽・伐採・耕作は認める。		
	地形変更	保存修理・整備以外は、認めない。その他は、協議の上、判断する。		

第7章 活用

第1節 方向性

- 1 七尾城跡の本質的価値や歴史性、自然環境を保護しながら、世代を超えて理解されるよう分かりやすく伝える。市民一人ひとりに七尾城跡がかけがえのない重要な「たから」であるとの誇りが芽生え、郷土の「あかし」としてふるさと発信する活用を目指す。
- 2 史跡としての活用を基本とし、イベント（レクリエーション）や森林浴などといった市民はもとより市内外からの来訪者のさまざまなニーズに即した企画を立案、実施しながら、学校教育や生涯学習（社会教育）、観光交流などの場などとしての幅広い活用を目指す。
- 3 平成30年10月開館するのと里山里海ミュージアムや石川県七尾美術館などの文化施設をはじめ、能登島や和倉温泉などの観光地と連携連絡するための環境整備に向けて関係機関と協力しながら実現に向けて取組み、多くの人々が交流体感する拠点施設となるまちづくりと連携した活用を目指す。



第74回七尾城まつりでの武者姿（2015.9.20、本丸）

第2節 方法

第1項 歴史資産としての活用

史跡内の本丸から三の丸までの中心部は、石垣などの遺構が露出（顕在）しており、古城の雰囲気醸し出している。こうした雰囲気を常時体感していただくため、現在も取り組んでいる除草や遊歩道整備などの日常管理を市民と協力しながら継続する。

あわせて、追加指定や整備に伴う指定地内の発掘調査を条件が整い次第開始する。この発掘現場を公開し、遺跡に触れていただく体験発掘も実施しながら七尾城跡を身近に感じていただく。調査終了時には、一般公開する現地説明会やHPなどで、最新成果を広く情報発信する。

また、機会をとらえて各分野の専門家を交えた七尾城跡探訪会や学習会、講演会やシンポジウムなどの七尾城跡の魅力を発信するイベントを都市部でも開催しながらPRし、積極的に活用していくべき歴史資産であるとの認識を醸成する。

さらには、本市も加盟する「全国山城サミット連絡協議会」などの関係団体や、「日本100名城スタンプラリー」などと連携した広域的な取組みも実施しながら活用していく。

第2項 地域資産としての活用

昭和17年（1942）から、七尾城跡を主会場とした「七尾城まつり」が、七尾城跡が所在する矢田郷地区の住民が中心となって実施してきている。この七尾城まつりは、七尾城跡を核にした地域のコミュニティー醸成の取組みであるが、一時的なイベントにとどまっている。

今後は、七尾城跡に潜在する活用されていない資産を抽出し、地域資産としての活用について検討しながら、「七尾城まつり」と連携する年間を通した新たな取組みと、地域住民が主体となる世代を越えた取組みの仕組みを構築する必要がある。

第3項 学校教育における活用

市内小中学校の協力のもと、七尾城跡の副読本となる授業教材を作成する。特に、本計画にあわせて実施したレーザ測量成果を用いた中心部の復元模型を3Dプリンターで作製し、触れていただく。この教材と七尾城跡出土品や写真パネルを組み合わせた小中学校での出前授業の実施とプログラム化を目指す。あわせて、出前授業を踏まえた現地見学や戦国時代を体感する体験学習も実施しながら、七尾城跡が児童・生徒の記憶に残るよう取り組む。

さらには、教員の理解を得るための研修会も実施しながら、児童・生徒を指導いただく。

また、高校や大学の協力、連携のもと、歴史学のフィールドや観光学のツールとしての調査研究対象にされることを目指す。

第4項 生涯学習（社会教育）における活用

市職員が、コミュニティーセンターなどの公共施設や企業などの民間施設での出前講座、自然観察や森林浴を兼ねた現地案内を実施している。民間でも、市民ボランティア「はろうななお」の方々も普及啓発に努めている。今後とも、官民の連携を図りながら、戦国時代の七尾城にタイムスリップし、その歴史性を体感できる場として活用いただく「七尾城跡と市民を繋ぐ架け橋」の構築に努める。

第5項 観光における活用

復元CG画像や本計画策定に合わせて実施した航空レーザ測量成果などの最新の調査成果と、さまざまな文化観光情報を組み合わせた「目で見てわくわくする」パンフレットや、古代から現在に至る立国1300年の能登国の政治・経済・文化の中心として発展してきた七尾の歴史をCG復元した映像などを作成する。

また、史跡能登国分寺跡や史跡石動山などの近隣の史跡と、七尾の食や和倉温泉などを組み合わせた探訪ルートや、来訪者の体調や体力、ニーズに合わせた複数の七尾城跡散策ルート（動線）を整備する。

こうした、七尾城跡のPR資料を、和倉温泉や市内の文化観光施設に配置しながら、ホームページなどを通じた国内外への情報発信を積極的に行い、大手旅行社の観光ツアーも含めた個人から団体まで幅広く訪れる観光拠点として活用されることを目指す。



ツアー来訪者 (2017.4.12)



第 74 回七尾城まつりでの小学生の武者姿 (2015.9.20)



高校生の遠足 (2017.4.20)



専門家との探訪会 (2014.10.5)



↑
史跡七尾城跡保存活用計画
公開フォーラム (2017.12.10)
→



第8章 整備

第1節 方向性

七尾城跡は、山城と城下が一体的に保存されてきた全国でも数少ない戦国期の城館跡である。整備の実施にあたっては、未指定地の追加指定の推進と並行しながら、来訪者に対して山城と城下が一体的に、良好に保存されている状況を分かりやすく表現しながら、戦国期の七尾城を安全、快適に体感・学習・活用が図られることを目指す。

こうした整備については、損傷個所を復旧する保存（修理）のための整備と七尾城跡の本質的価値を活用するための整備の2つの方向性を両輪とするもので、旧道の修理・整備、遊歩道の修繕などを実施していく。

第2節 方法

第1項 保存のための整備（修理）

史跡指定地における経年劣化や自然災害、野生動物被害などによる応急措置を含めた保存のための整備が必要な箇所、または将来的に必要となる可能性が高い個所を把握しながら、七尾城跡の本質的価値を保存するため、適切な整備を計画的に実施する。

- 史跡の範囲を明確にする境界標を設置する。
- 応急措置等の保存対策を要する地点をリストアップし、(短期・中期) 整備計画を策定する。
- 九尺石をはじめとした中心部の石垣や法面などの保護や修復を優先的に行う。
- 石垣や法面、堀などの遺構に被害を及ぼす可能性が高い樹木の剪定や伐採を行う。
- イノシシによって頻発している遺構被害については、関係者と協議、状況観察しながら、電気柵や檻を設置することも検討する。
- 地震や豪雨など自然災害によるき損については、事前に防災計画を策定し、災害発生時には速やかに被害拡大防止措置を行い、復旧する。

第2項 活用のための整備

1 遺構の復元整備等

- 損壊した（本質的価値が亡失している）曲輪の造成段や石垣などの遺構については、調査成果にもとづいて復元整備を含めた適切な整備を検討する。
- 現存する（遺構の本質的価値が顕在化している）遺構は、除草などの日常管理を行い、復元遺構と対比して活用する。

2 調査・研究

- 発掘を軸とする調査研究は、遺構の復元整備等を進めるために必要不可欠な過程であり、計画的・継続的に実施する。

3 案内・解説・展示施設の整備

- 七尾城跡の歴史を学び、散策して楽しむ拠点施設の設置を行う。その場所や規模等については、来訪者の導線や、七尾城史資料館や近隣の文化施設等との関係を踏まえた動線計画を策定しながら、地元町会などと協議していく。
- 七尾城跡の本質的価値に対する理解を深めるために、城内の見学路・解説板等を適切に

設置する。

- CG (Computer Graphics)、AR (Augmented Reality: 拡張現実) やVR (Virtual Reality: 仮想現実)による立体復元を遺構復元と組み合わせて整備する。
- 本丸や展望台、旧道沿線等の眺望箇所を選定し、樹木管理や休憩ベンチなどを整備する。
- 本質的価値と共に樹木なども説明板を設置する。

4 便益施設の整備

- 来訪者の利便性を図るため、駐車場や便所、休憩施設の設置を検討し、整備する。

5 エリア整備

- 来訪者の体力、ニーズに合わせた複数の城内散策ルートを設定し、安全快適に七尾城跡を巡るエリアを整備する。
- JR七尾駅や市内の文化観光施設と連携する交通アクセスを整備する。

第3項 実施期間と方法

整備計画を策定し、実施できる体制整備を行う。

具体的には、(仮)七尾城跡検討会議を設立し、整備基本計画を検討する部会を設け、事務局にも人員を確保する。

以下は、短期的に実施すべき項目と中長期的な展望の下に実現すべき項目を抽出し、整備内容と実施期間(案)を示す。

1 短期(保存のための整備、概ね10年)

- 自然災害や経年劣化によるき損箇所の修繕、被害拡大防止措置を行う。
- 現状の散策ルートにおける、見学路・解説板・眺望を修繕、整備する
- 発掘成果やレーザ測量データなど、最新の資料を活用した広報普及資料を継続的に作成してPRする。

2 中期(活用のための整備、概ね15年)～長期(概ね20年以上)

- 調査成果と活用計画に基づく遺構(建物)復元を検討・実施する。
- 活用拠点となるガイダンス等の施設整備を検討・実施する。

表 25 主な整備内容とスケジュール

整備内容	10年		15年		20年
	短期 H30～H39	中期 H40～H44	長期 H45以降		
(仮)七尾城跡検討会議	■	■	■	■	■
整備基本計画の策定	■				
保存のための整備					
九尺石等のき損箇所の復旧	■	■			
調査研究(発掘調査)	■	■	■	■	■
活用のための整備					
遺構整備		■	■	■	■
ガイダンス施設等の整備		■	■	■	■
見学路・解説板・眺望の整備	■	■			
広報普及資料の作成	■	■			
追加指定・公有地化(随時)	■	■	■	■	■

※事業の工程は、進捗その他の状況によって見直しながら実施していく。

第9章 運営・体制の整備

第1節 方向性

史跡七尾城跡の管理団体である七尾市は、未指定地を含めた七尾城跡の保存管理、活用、整備を図る責務を担っていることから、その計画から実施、実施後の管理運営を見据えたマネジメントを確実に実施、継続できる財政状況も見据えた体制を整備する必要がある。

運営体制の整備にあたっては、文化庁、石川県教育委員会や金沢城調査研究所、国県の関係部局、民間関係団体や土地所有者などの地元と情報を共有しながら協力連携する、持続可能な体制を構築しなければならない。

第2節 方法

第1項 行政の体制整備

現状の七尾城跡の保存活用の取り組みは、七尾市教育委員会が史跡（未指定地も含む）を担当し、七尾市産業部観光交流課が展望台と同便所、本丸便所を担当している。

今後、広大で学術的価値が高い七尾城跡の発掘をはじめとした学術調査や適正な保存・活用・整備事業の実施運営にむけたマネジメントを進める上では、担当者個人の知識や経験に頼ると限界が生じ、しかも、事務職員の配置が不十分な場合は問題も生じやすい。

このことから、七尾城跡の今後の保存・活用・整備の実施運営をマネジメントするにあたっては、適正な年齢構成に基づく専門職員と事務職員を配置した担当部門を置く体制整備（適切な職員数の配置）が不可欠であり、事業開始前に実施しなければならないものである。さらに、市の土木・農林・観光等の部局との一層の連携を図ることも不可欠である。

第2項 市民等との協力体制の整備

七尾城跡を適正に保存・活用・整備していくためには、行政だけでは困難であり、市民や関係団体の理解を得ながら協力連携していく市民参加の体制整備の必要がある。

七尾城山を愛する会、観光ボランティアはろうななお、矢田郷公民館、（公財）七尾城址文化事業団、各種ライオンズクラブ、地域住民や町会、学校などと、本計画の内容や方向性を共有しながら、七尾城跡の本質的価値を確実に継承するための官民が連携した協力体制を構築する。

第3項 検討会議等の設置

今後の七尾城跡の取り組みをマネジメントしていくためには、考古学や文献史学、自然や観光分野等の専門家（有識者）、地元団体や町会の方々の意見を集約し、指導助言を得るため、（仮）七尾城跡検討会議を設置する必要がある。

この会議には、調査・研究、保存管理、公開活用、整備に対応できるように部会等を構成し、随時、文化庁、石川県教育委員会、金沢城調査研究所の指導助言を得ながら運用する。

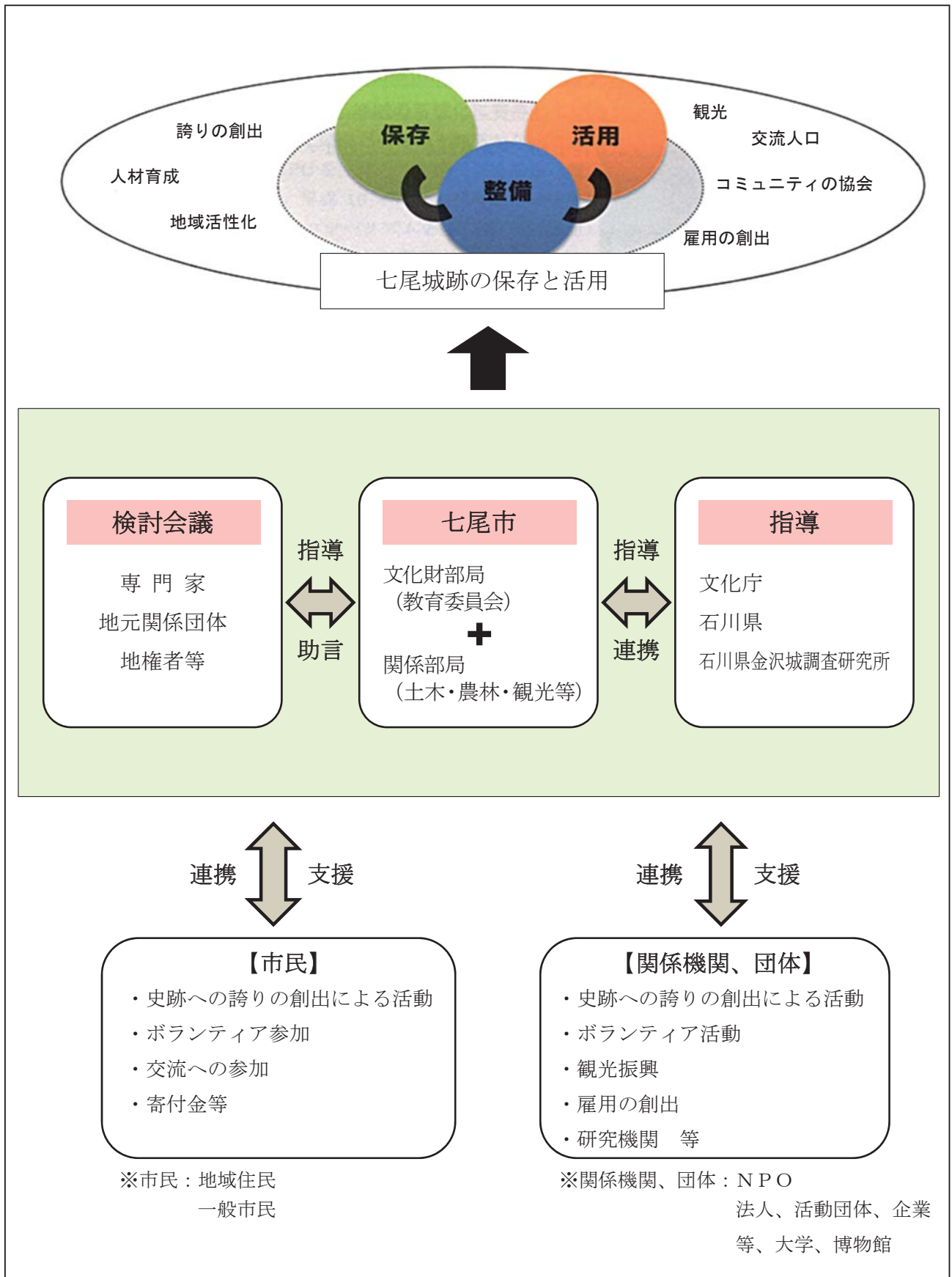


図 45 七尾城跡のマネジメントの体制・連携

第10章 施策の実施計画の策定・実施・経過観察

第1節 実施計画の策定

七尾城跡の史跡指定(26.6ha)は、追加指定候補とした城域(252.6ha)の10%に留まり、遺構についても不明点が多い状況にある。このことから、本計画では、七尾城跡の実態解明に向けた各分野からの学際的調査を継続しながら、条件が整ったところから追加指定(公有地化)していくことを基本方針とする。その上で、各分野の専門家や地元関係者の指導・助言を得るための「(仮)七尾城跡検討会議」をすみやかに設立・運営しながら、計画の方向性・内容を示す整備計画を策定し、施策を実施していくことを道筋とする。

第2節 実施期間

実施期間は、短期(概ね10年)と中・長期(概ね15年～20年)の観点に立った施策とその実施期間を定め、事業の進捗や市の体制・予算等の状況に応じながら実効性ある施策と期間に随時見直すものとする。施策の検討項目は、保存管理、調査・研究、公開・活用、整備、追加指定・公有化・体制とし、以下にそれぞれの施策を示す。

表26 実施計画

項目	短期計画(概ね10年)	長期計画(概ね15年～20年)
保存管理	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の現状や変化を的確に把握する。 遺跡影響を及ぼす緊急箇所の修繕を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 石垣の定点観察を実施し、崩落等の危険箇所を計画的に修繕する。
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> 追加指定・遺構整備を見据えた発掘等の確認調査を実施する。 九尺石等の保存修理に伴う発掘調査を実施する。 石垣の定点観察調査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構整備に伴う発掘調査を実施する。 実態解明の調査・研究を実施する。
整備・修理	<ul style="list-style-type: none"> 九尺石等のき損遺構を復旧する。 遊歩道や解説板等の回遊ルートを整備する。 眺望確保の樹木伐採等を行う。 CGやAR・VR等の映像媒体を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構や建物を復元整備する。 ガイダンス施設などの拠点施設を整備する。 交通アクセスを整備する。
公開・活用	<ul style="list-style-type: none"> 最新の情報を盛り込んだパンフレットを作成して、PRする。 発掘調査現場や成果を公表しながら情報発信する。 ガイドの養成や講演会等を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点施設を中心にして、各種の広報・普及する。
追加指定・公有化	<ul style="list-style-type: none"> 条件が整ったところから、随時追加指定し、整備計画が示されている箇所は公有化する。 	
体制	<ul style="list-style-type: none"> 施策の実施に向けた市の専門部署・人員確保等の体制整備を行う。 国や県、市関係部局、市民団体等と協力関係を築く。 整備計画の策定に向けた協議・検討を行う。 遺構整備を見据えた施策の指導・助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 官民が協力連携する維持管理体制の整備を行う。 整備事業についての指導・助言を行う。 整備事業後の運営についての指導・助言を行う。

第3節 経過観察

第1項 方向性

第6章から第9章で定めた計画の実現に向けては、計画（Plan）の策定→事業の実施（Do）等→自己点検・検証（Check）→計画の改定・見直し（Action）のサイクルで定期的に経過観察（モニタリング）し、問題点を改善しながらマネジメントを進めて後世に繋げていく。

第2項 方法

経過観察は、第6章から第9章で定めた各種の施策（事業）の実施状況を正確に把握するために、目標とする指標を特定し、その実施期間を含めて、今後何をするべきなのか等を確認するための自己点検や、石垣などの観察も含めた事業内容及び状況、進め方等について定期的に点検を行いながら実施していく。

なお、本計画における点検は、文化庁文化財部記念物課『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書（68頁～69頁）』に示されている自己点検票（資料編 資料9）を活用するものとする。整備事業については、文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびきⅡ計画編（361頁～364頁）』に示されている自己点検票を活用するものとする。



第74回七尾城まつり (2015.9.20)

資料編

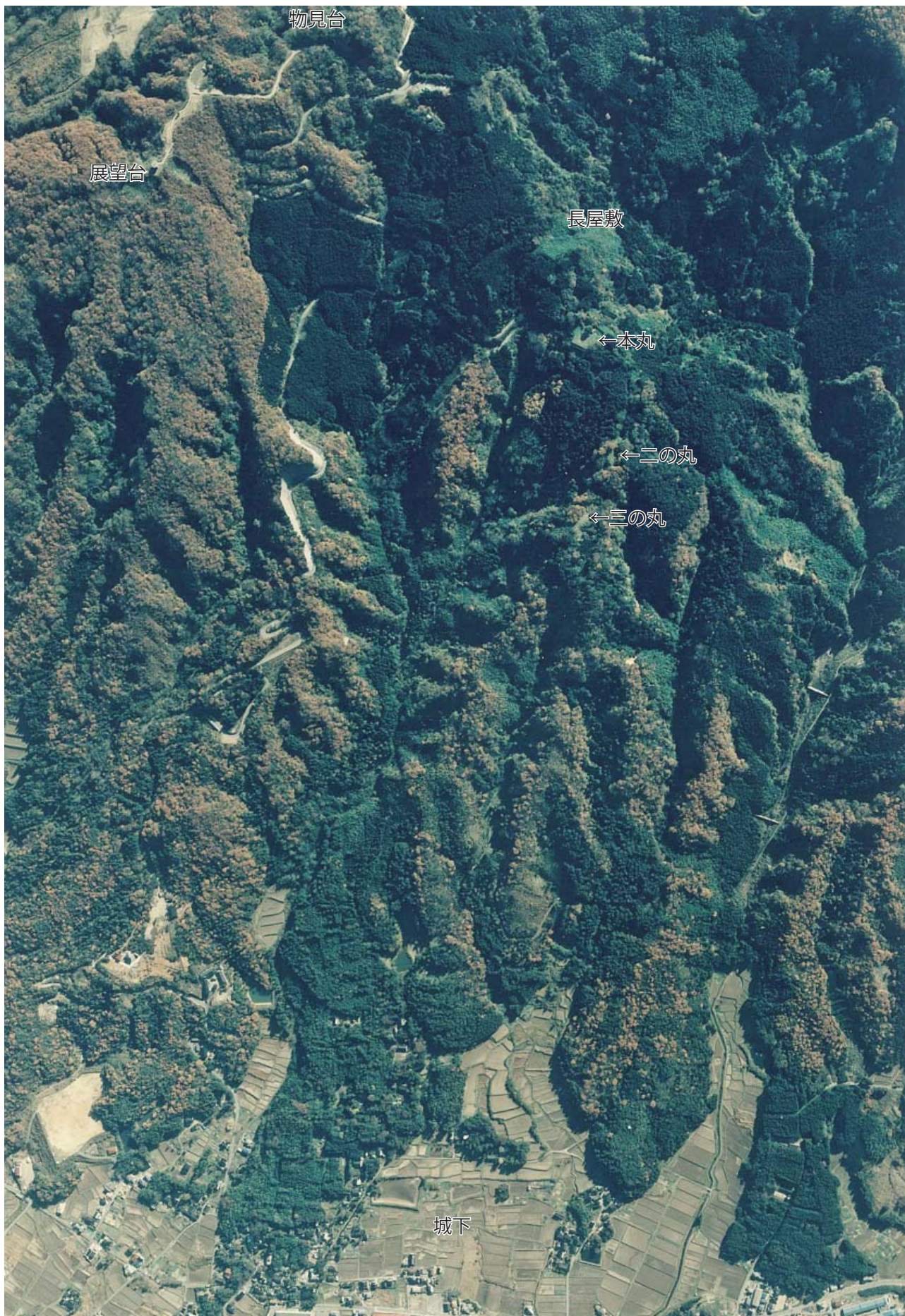
- 資料1 遠景写真
- 資料2 垂直写真
- 資料3 地割と小字
- 資料4 中心部の航空写真と
レーザ3D図
- 資料5 七尾城跡絵図1
- 資料6 七尾城跡絵図2
- 資料7 七尾城跡絵図3
- 資料8 委員会設置要綱・名簿
- 資料9 自己点検票
- 資料10 文化財保護に係る関係法令



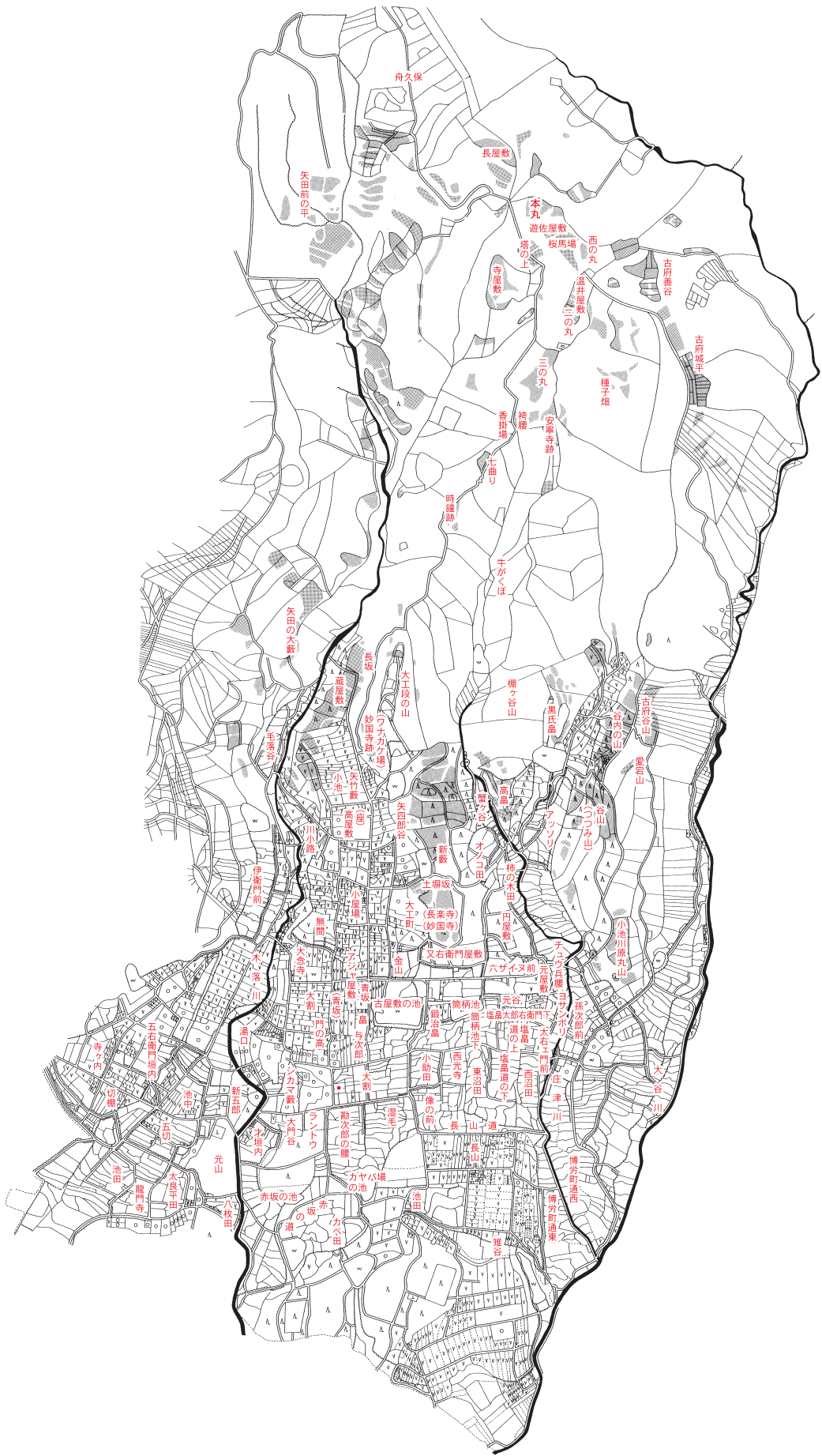
1. 七尾城跡遠景（北から）



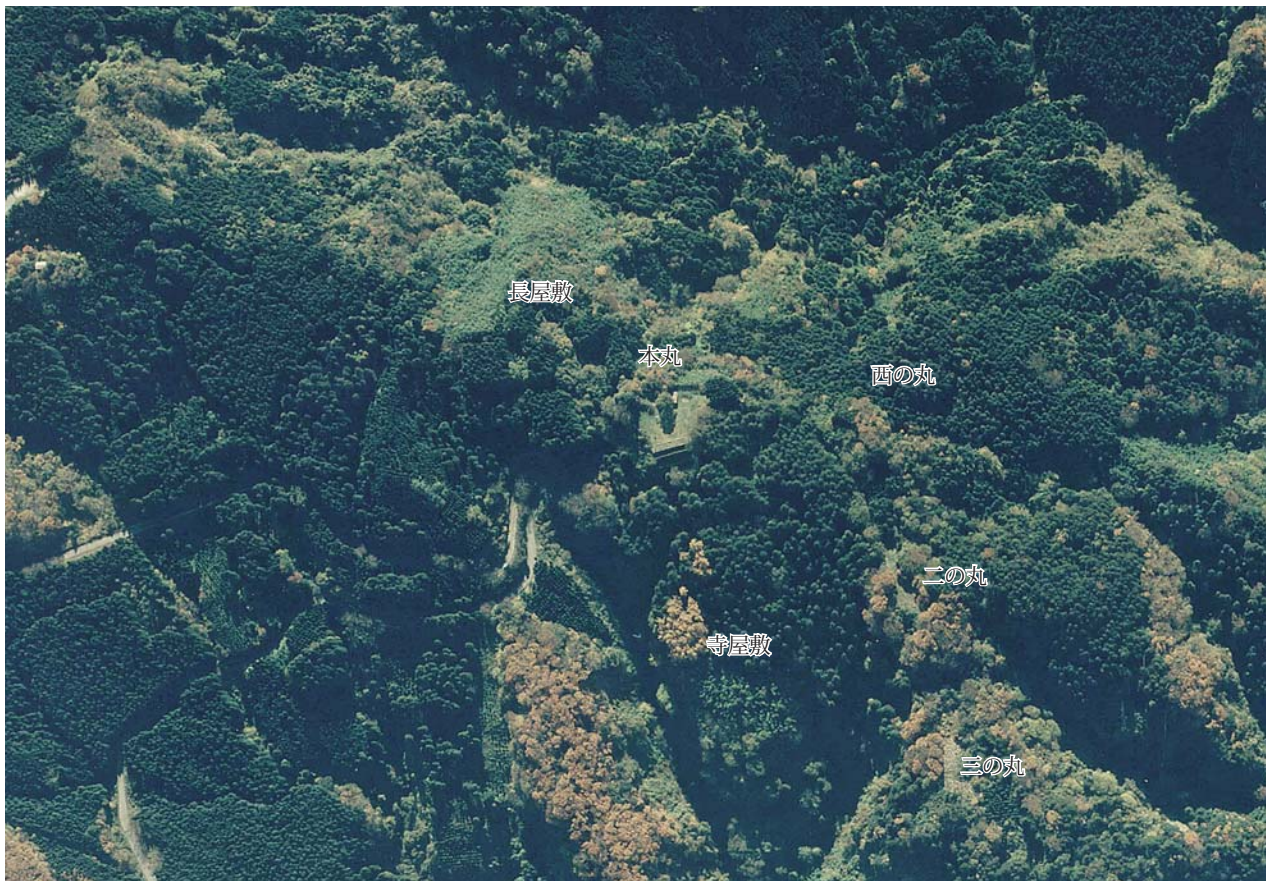
2. 七尾城跡近景（能越道建設前、北西から）



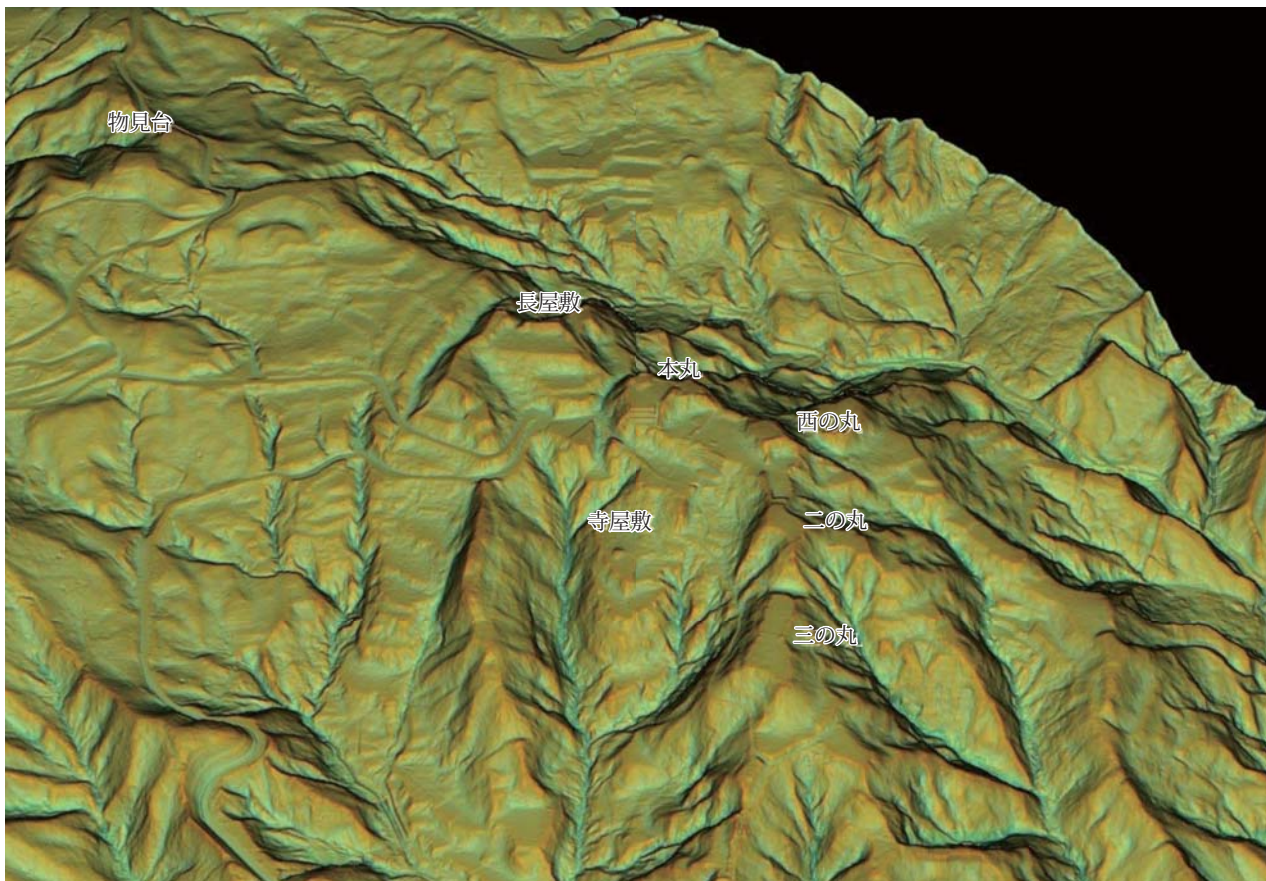
1. 七尾城跡と城下垂直写真（能越道建設前）



1. 七尾城跡と城下地割と小字名 (1 : 12,000)



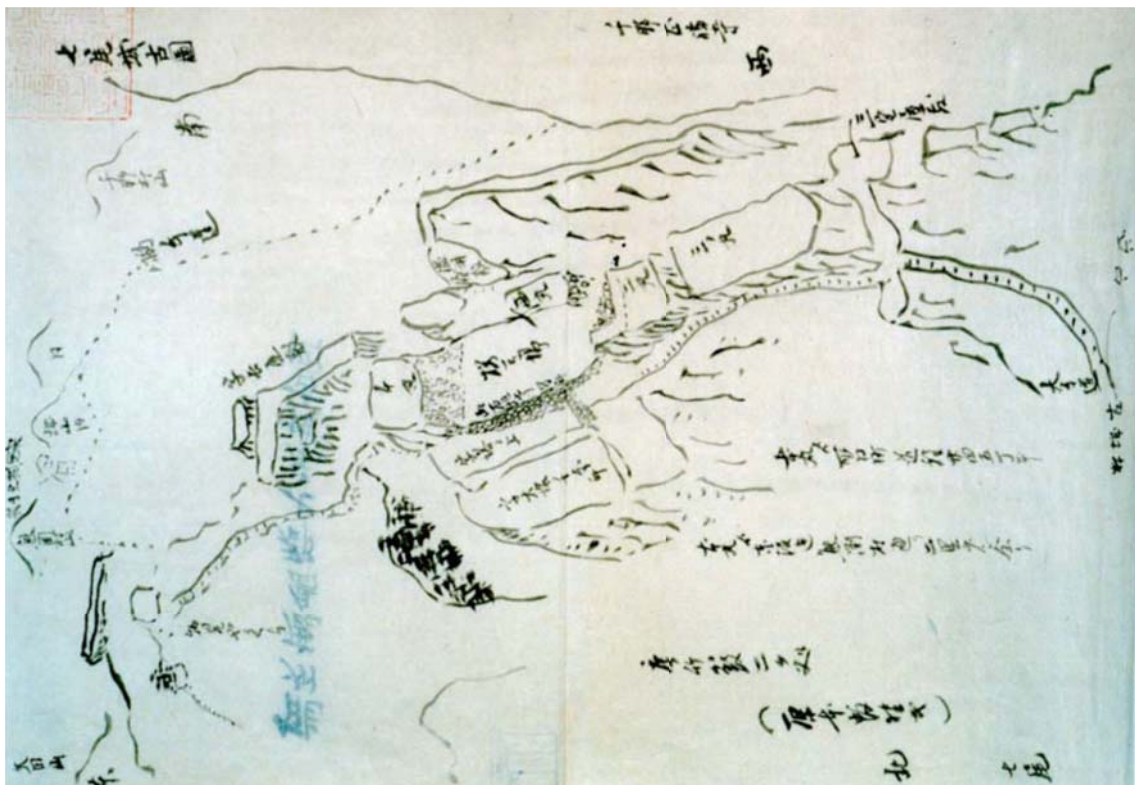
1. 中心部全景写真（北から）



2. 中心部航空レーザ3D画像（北から）

1. 七尾城跡絵図一覧表

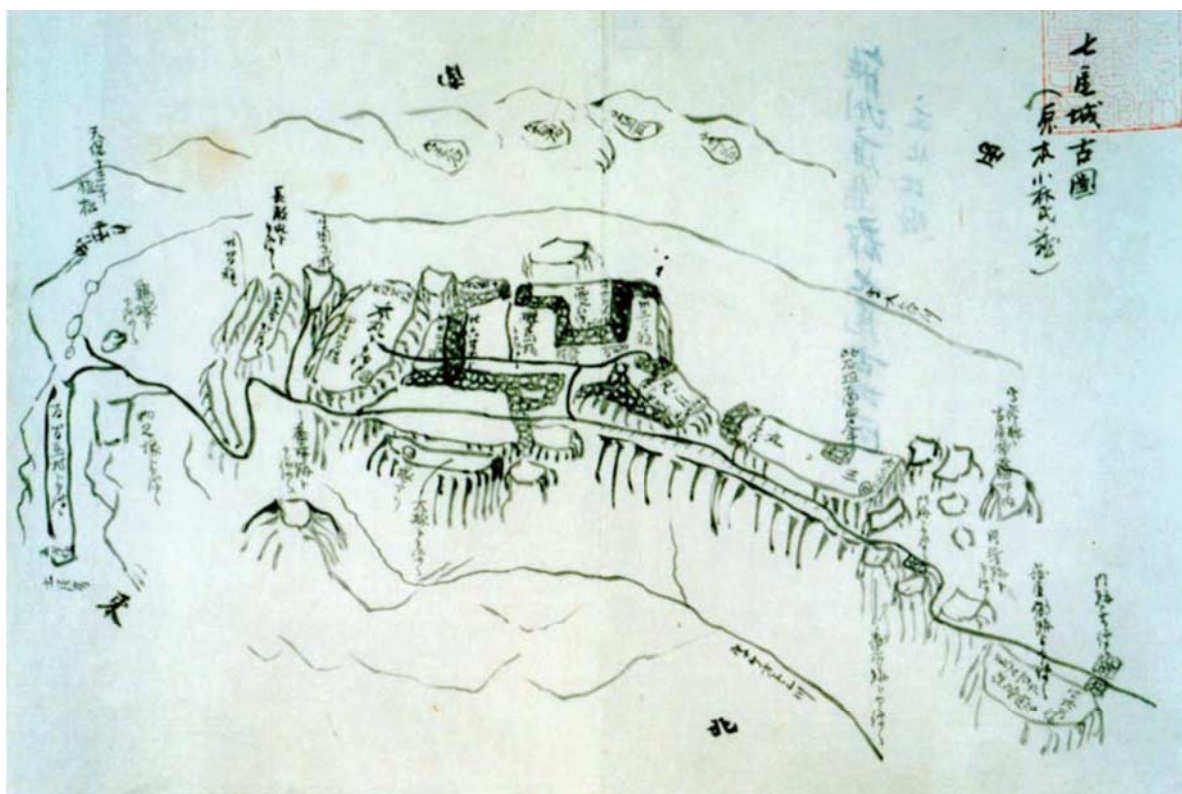
No.	史料名	法量	所蔵者	摘要
①	能州鹿島郡七尾城古図	横 28×縦 31 cm	石川県立図書館	年代不詳 蚊野氏所蔵絵図の写
②	能州鹿島郡七尾古城図	縦 28×横 31 cm	石川県立図書館	推定 元禄期 (1688-1704) ※「能登七尾城主畠山記」の附図「七尾城絵図」〔昭和3年(1928)10月 編著者：小田吉之丈、出版者：飯田保臣〕と同じ構図。
③	能州鹿島郡七尾古城図	縦 28×横 31 cm	石川県立図書館	推定 文化期 (1804-1818) 小林氏所蔵史料の写 ※⑤と同じ構図だが、記載事項は少ない。
④	能州鹿島郡七尾古城一見図	縦 28×横 31 cm	石川県立図書館	文化14年 (1817) 「能登日記」 田辺万佐於写 (加賀藩士・田辺政巳)
⑤	七尾城址古図	縦 75×横 131 cm	七尾城史資料館	天保14年 (1843) 頃 ※③と同じ構図だが、記載事項は多い。
⑥	能州七尾畠山之城図	縦 29×横 41 cm	金沢市立玉川図書館	
参考 ⑦	能州鹿島郡小丸山城跡之図	縦 28×横 31 cm	石川県立図書館	年代不詳 前田家所蔵資料の写 天明5年 (1785) 古図写



① 能州鹿島郡七尾城古図 石川県立図書館 所蔵 年代不詳



② 能州鹿島郡七尾城古図 石川県立図書館 所蔵 推定 元禄期 (1688-1704)



③ 能州鹿島郡七尾城古図 石川県立図書館 所蔵 推定 文化期 (1804-1818)



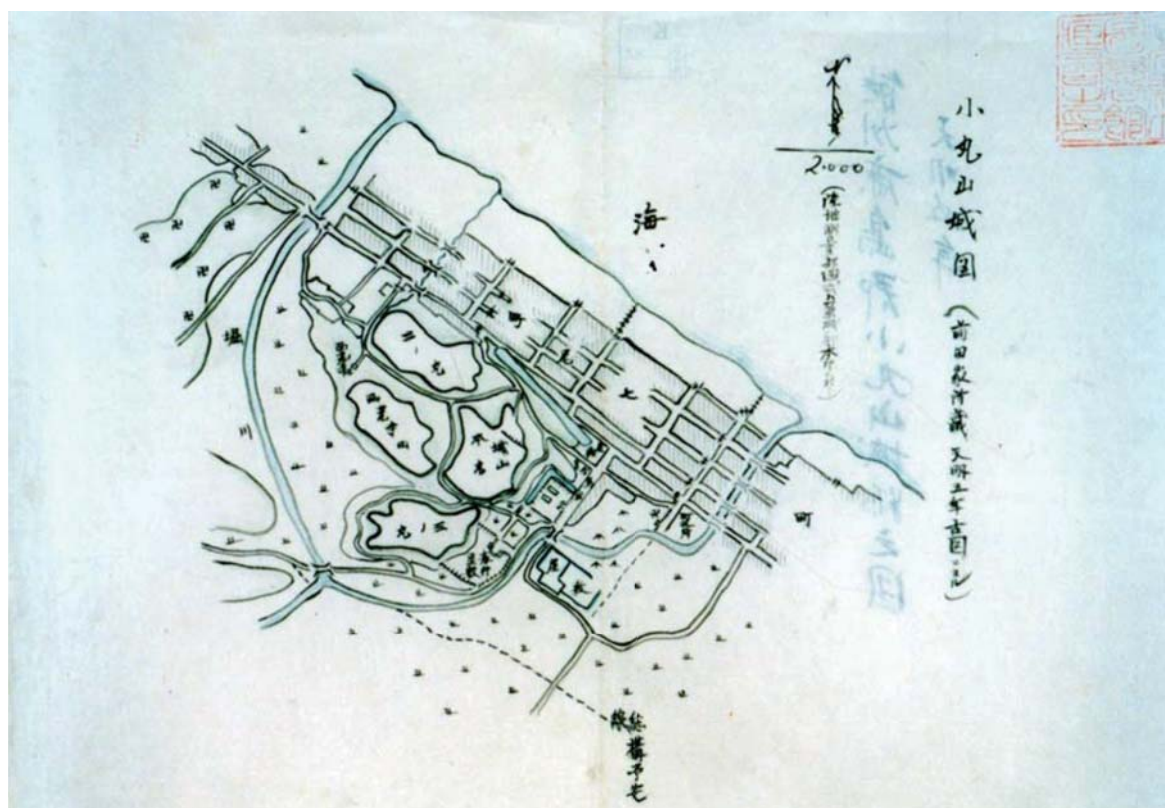
④ 能州鹿島郡七尾城古一見図 石川県立図書館 所蔵 文化 14 年 (1817)



⑤ 七尾城跡古図 七尾城資料館 所蔵 天保 14 年 (1843) 頃



⑥ 能州七尾畠山之城 金沢市立玉川図書館 所蔵



⑦ 能州鹿島郡小丸山城跡之図 石川県立図書館 所蔵

史跡七尾城跡保存活用計画策定委員会設置運営要綱

(任務)

第1条 委員会は、七尾市教育委員会が行う史跡七尾城跡保存活用計画策定に関して審議し、必要な指導助言を行うものとする。

(組織)

第2条 顧問、委員は、学識経験者、教育関係者、地元関係者等のうちから、七尾市教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱した日から平成30年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

史跡七尾城跡保存活用計画策定委員会委員

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、七尾市教育委員会文化課に置く。

2 委員会の庶務は、事務局で行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、七尾市教育委員会教育長が定める。

附則

1 この要項は、平成28年2月19日から施行する。

2 最初に開催される委員会の会議は、七尾市教育委員会教育長が招集する。

組 織	氏 名	役 職
委 員 長	谷内尾晋司	石川考古学研究会顧問 (元会長)
副委員長	東四柳史明	金沢学院大学名誉教授
委 員	北野 博司	東北芸術工科大学教授
委 員	千田 嘉博	奈良大学教授 (元学長)
委 員	塚林 康治	七尾市文化財保護審議会会長
委 員	武井 忠仁	七尾城山を愛する会会長 (～H29.3.31)
委 員	国分 秀二	能登半島国定公園七尾地区巡視員 七尾城山を愛する会会長 (H29.4.1～)
委 員	安田 猛治	小池川原町町会長 (H29.1.1～)
	石田 開	〃 (～H28.12.31)
委 員	山本 実	古城町町会長 (H29.1.1～)
	千割 信明	〃 (～H28.12.31)
委 員	澤田 豊一	古屋敷町町会長
委 員	村田 修一	竹町町会長
委 員	高 絹子	七尾市教育委員会教育長
事務局指導	文化庁文化財部記念物課	
〃	石川県教育委員会事務局文化財課	
〃	石川県金沢城調査研究所	
事務局	七尾市教育委員会事務局文化課	
	事務局長 文化課課長 吉野 広重	

任期：平成28年2月19日～平成30年3月31日

史跡七尾城跡保存活用計画自己点検表

史跡の名称		史跡七尾城跡			
管理団体、所有者名		七尾市			
項目	実施例	取り組み状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関する こと	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関する こと	ア) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画書の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関する こと	ア) 指定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に関する こと	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関する こと	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	

	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3	
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6) 整備に関すること	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復状況を管理しているか	1	2	3	
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3	
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に関すること	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	エ) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関すること	ア) 予算確保のための取組はあるか	1	2	3	

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』H 27.3 文化庁文化財部記念物課より

文化財保護法（抜粋）

(昭和25年5月30日法律第214号)

最終改正：平成26年6月13日法律第69号

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）

で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史上風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第27条から第29条まで、第37条、第55条第1項第四号、第153条第1項第一号、第165条、第171条及び附則第3条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第109条、第110条、第112条、第122条、第131条第1項第四号、第153条第1項第七号及び第八号、第165条並びに第171条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(滅失、き損等)

第33条 重要文化財の全部または一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第7章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なも

のを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

- 第110条** 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第133条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、

都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

- 3 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第113条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により専任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意が得なければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、協会標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときには、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化長官

にその旨を届け出なければならない。

- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第118条 管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団地が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項の規定を準用する。

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生すべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4

項までの規定を準用する。

- 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）

最終改正：平成27年12月21日文部科学省令第36号

第四条（維持の措置の範囲）

法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又

は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

文化財保護法施行令第5条第4項（抜粋）

（昭和50年9月9日政令第267号）

最終改正：平成27年12月16日政令第418号

第5条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築

又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

二 法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

印刷の仕様

- 判型・・・A4判
- 頁数・・・138頁
- 組版・・・主要活字（12ポイント明朝体）
- 印刷・・・オフセット印刷
- 製版・・・図版・写真とも175線
- 用紙・・・表紙：アイベスト19.5kg
本文：マット57.5kg
図版：マット70.5kg
- 製本・・・無線綴じ

史跡七尾城跡保存活用計画書

編集 七尾市教育委員会 文化課

発行 七尾市教育委員会

発行日 平成30年(2018)3月31日

印刷 第一印刷 株式会社

〒926-0031 石川県七尾市古府町へ部34番地1

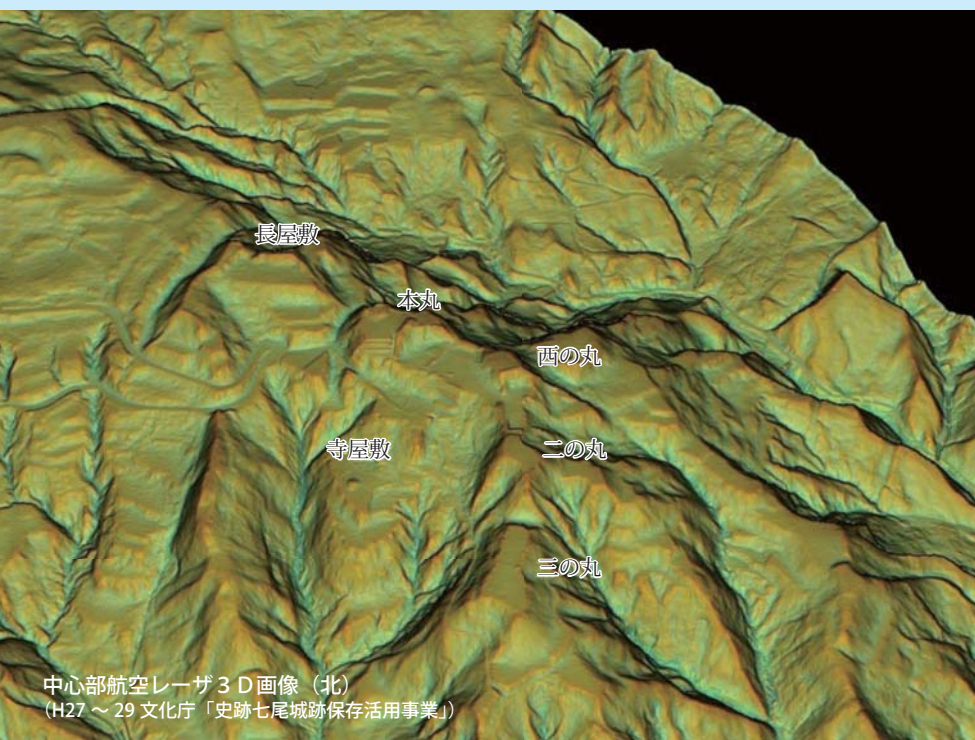
発行所 七尾市教育委員会

〒926-8611 石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地

電話 0767-53-8437 ファックス0767-52-5194



中心部全景写真（北から）



中心部航空レーザ3D画像（北）
（H27～29文化庁「史跡七尾城跡保存活用事業」）



中心部復元CG（北西から）
（H26文化庁「史跡総合活用支援推進事業」）